

令和 5 年

第 3 回定例輪之内町議会会議録

令和 5 年 9 月 4 日 開会
令和 5 年 9 月 15 日 閉会

輪之内町議会

第3回定例輪之内町議会会議録目次

9月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第42号（提案説明・質疑・討論・採決）	9
議第43号（提案説明・質疑・討論・採決）	10
議第44号（提案説明・質疑・委員会付託）	13
議第45号（提案説明・質疑・委員会付託）	22
議第46号から議第50号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	24
議第51号（提案説明・質疑・討論・採決）	28
散会	31

9月14日

議事日程	33
本日の会議に付した事件	33
出席議員	33
欠席議員	33
説明のため出席した者	33
職務のため出席した事務局職員	33
開議	34
一般質問	34
4番 浅野重行議員	34
1番 田中 実議員	38
3番 林 日出雄議員	50

2番 大橋慶裕議員	54
5番 浅野 進議員	56
6番 上野賢二議員	58
9番 田中政治議員	65
散会	77

9月15日

議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
説明のため出席した者	80
職務のため出席した事務局職員	80
開議	81
諸般の報告	81
人口減少対策特別委員会の設置について	81
議第44号及び議第45号（委員長報告・質疑・討論・採決）	83
議第46号から議第50号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	88
閉会	100
会議録署名議員	101

令和5年9月4日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和5年9月4日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案上程
日程第5 町長提案説明
日程第6 議第42号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求め
ることについて
日程第7 議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第8 議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）
日程第9 議第45号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
号）
日程第10 議第46号 令和4年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第11 議第47号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
日程第12 議第48号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について
日程第13 議第49号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
日程第14 議第50号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
日程第15 議第51号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15までの各事件

○出席議員（9名）

1番	田 中 実	2番	大 橋 慶 裕
3番	林 日出雄	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	8番	小 寺 強
9番	田 中 政 治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉和仁	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
教育課長	野村みどり	福祉課長	伊藤早苗
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課主幹	長屋弘明
土地改良課長	松岡博樹	産業課長補佐	西脇元彦
住民課長	岩田好弘	代表監査委員	田中耕

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第3回定例輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。全員出席でありますので、令和5年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、3番 林日出雄君、9番 田中政治君を指名します。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月15日までの12日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月15日までの12日間と決定いたしました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和5年度6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から令和4年度健全化判断比率等の報告がありました。

令和4年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員に出席していただいておりますので、御報告をお願いいたします。

代表監査委員 田中耕君。

○代表監査委員（田中 耕君）

おはようございます。

御指名をいただきましたので、監査の結果について御報告させていただきます。

令和4年度の輪之内町一般会計並びに各特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査を田中政治監査委員と共に厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表してお手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年度の各会計歳入歳出決算及び証書類、並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査いたしました。

審査の対象として、会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、児童発達支援事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計の5つの会計並びに各基金の運用状況について審査の対象といたしました。

審査の実施日は、令和5年8月3日と7日の2日間にわたり実施いたしました。

審査に当たりましては、予算が適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、決算書、附属書類などに基づきながら、併せて関係職員の説明を聴取する形で実施しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係帳簿及び証書類と合致しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況、審査の意見については、この意見書に記載したとおりであります。今後も厳しい財政状況が続きますので、限られた財源の効率的な活用に一層努められ、安心して安全な住みやすいまちづくりを進められますよう期待しております。

最後になりますが、我が国は、急速な少子高齢化とそれに伴う活力の低下、都市への人口集中に伴う地域間格差の拡大、さらには長期的な経済変動、気候変動に伴う自然災害の増加、大規模地震等の発生予測等、課題が山積している状況にあります。このような国の動向を見極めつつ、輪之内町が将来を見据えて活力のある地域社会となるよう、創意工夫を凝らした事業展開を期待しています。とりわけ小規模自治体にあっては、限られた資源の中で効率的、効果的な事業が望まれるところであります。小規模ゆえの即応性を生かして、全職員がコスト意識を持ち、真に必要な住民サービスを的確に捉えて、心豊かな住みよいまちづくりに取り組んでいただくことを期待しております。

以上のおり令和4年度の決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、今後とも町政の公正かつ効率的な運営のため、その使命を全力で果たしてまいりますので、議会並びに町執行部の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

ありがとうございました。

田中耕代表監査委員には御退場をお願いいたします。

（代表監査委員 田中耕君退場）

○議長（小寺 強君）

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

改めまして、おはようございます。

9月に入りましても相変わらずの猛暑ということで、大変暑い日が続いておりますが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、令和5年第3回輪之内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、先月15日に襲来した台風7号は、西日本を中心に大雨となり、8月11日から15日にかけての総雨量は多いところで700ミリを超え、特に岡山県、鳥取県では線状降水帯が発生、平年の8月の月降水量の2倍を超える大雨となりました。幸いにして人的被害はなかったものの、全国で317棟の床上・床下浸水被害が確認されております。岐阜県内におきましても、本巣市樽見、関市板取で8月14日21時から8月18日16時までの間に400ミリ以上の総雨量が観測され、床上・床下浸水被害は県内で37棟に及んでおります。ここに、この豪雨災害で被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

今回の台風は、日本上陸間際に進路が西に振れたことで当町は大きな被害を免れましたが、当初予想のとおり進めば、鳥取県、岡山県と同規模の被害に遭ったかもしれません。いま一度、このことを、私自身はもちろんのこと、全職員、関係機関が再認識する必要性を痛感するとともに、そうした意味からも、平素からの職員の訓練、自主防災組織、防災士連絡協議会の訓練をそれぞれ繰り返すことにより、スムーズな初動態勢の確立が出来上がるものと考えております。

一方、消防防災に関しましては喜ばしい案件もございました。議員の皆様も既に御案

内のおり、8月6日に開催されました岐阜県消防操法大会におきまして、輪之内町消防団が過去最高の4位となりました。本当に暑い中、連日訓練された選手、消防団員の皆さんには改めて敬意を表するとともに、これからの台風シーズンなど、緊急時における適切な対応を期待するものでございます。

それでは、本日提出する議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、人事案件2件、補正予算2件、決算認定関係5件、条例改正1件の合計10件でございます。

それでは、議案の概要を順次御説明申し上げます。

議第42号、輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につきましては、委員3名のうち1名が令和5年9月30日で任期満了になることから、地方自治法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議第43号、輪之内町教育委員会委員の任命につきましては、輪之内町教育委員会委員4名のうち1名が令和5年9月30日で任期満了になるため、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,091万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億9,189万5,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は2点でございます。後ほど担当課長より詳細な説明をさせますので、私からはその主な補正理由について御説明をいたします。

1つ目は、町ホームページの改修及び機能の充実、2つ目は、高等学校就学準備等支援金の支給でございます。

1つ目のホームページにつきましては、開かれた町政を推進する一環として、町の情報発信に努めるため、現在のホームページが町民の皆さんにとって使いやすい、見やすいホームページとなるよう、改修、機能の追加を行うものでございます。

2つ目、県の施策によりまして、9月30日を基準日として、岐阜県内に住所を有する中学3年生等を対象に3万円を支給しようとするものです。

なお、財源としましては、県補助金をはじめ、歳入歳出を調整すべく繰越金を計上しております。

次に、議第45号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ501万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,501万6,000円と定めるものでございます。

今回の補正の内容は、令和4年度県普通交付金返還金の確定及び退職被保険者等納付金精算額確定による償還金の増額補正を行うものと、還付金及び加算金を計上したものでございます。

財源としましては、繰越金を充当すべく計上したものでございます。

以上が補正予算の主な内容でございます。

続きまして、令和4年度の一般会計、特別会計の決算認定につきまして、順次御説明を申し上げます。

まず初めに、議第46号 令和4年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和4年度輪之内町一般会計の決算額は、歳入総額47億7,683万9,000円、歳出総額は45億8,544万9,000円となり、歳入歳出の差引額は1億9,139万円となりました。

歳入の35.0%を占める町税では、全体で対前年度1億1,757万7,000円の増となりました。税目別では、令和3年分所得の増により、個人町民税が1,097万円の増、中小事業者等に対するコロナの軽減措置終了、工場の新設及びそれに伴う償却資産の増により、固定資産税が8,070万7,000円の増となりました。その他の税目も、法人町民税は1,904万6,000円の増、軽自動車税は180万5,000円の増、町たばこ税は334万4,000円の増となっております。

また、地方特例交付金につきましては、固定資産税軽減措置が終了し、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減額が主な要因となって2,606万3,000円の減となりました。また、国庫支出金につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の支給が終了したことにより、対前年度1億1,753万円の減となっております。

町債につきましては、臨時財政対策債の発行のみとなり、対前年度1億7,380万円の減となりました。

一方、歳出におきましては、財源確保が困難な状況下において、抑制型予算を基本としつつも安易な事業の見送りをすることなく、優先度・緊急度を重視した事業を展開し、歳出総額では対前年度3,863万1,000円の減となりました。

主な要因として、民生費で、子育て世帯への臨時特別給付金の支給が終了したことにより、対前年度1億1,817万2,000円の減となっております。また、農林水産業費では、土地改良事業負担金の償還が完了したことにより、対前年度1億1,297万円の減となりました。

商工費では、コロナ禍における物価高騰や生活支援への対策として実施したプレミアムクーポン券発行事業やプレミアム商品券の増率などの実施により、対前年度6,880万4,000円の増となっております。

土木費では、町道改良工事件数の増により、対前年度4,658万5,000円の増となっております。

消防費では、防災拠点の取付け道路工事施工等により、対前年度8,840万3,000円の増となりました。

以上で、令和4年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後も輪之

内町の健全財政の礎を堅持しつつ、住民の方々の生活向上の実現に向けて努力してまいります。

続いて、議第47号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額9億7,107万4,000円、歳出総額は9億4,171万4,000円となり、差引額は2,936万円となっております。

令和4年度における平均加入者は、対前年度75人減の1,755人で、1人当たりの医療費は、対前年度4.2%増の36万6,000円となっております。

御案内のように、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的財政運営の中心としての役割が今後も期待されているところでありますが、構成自治体として、町民の皆様の健康増進と疾病予防、特定健康診査等により医療費の抑制を図り、事業の安定経営に寄与してまいります。

次に、議第48号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する広域連合が運営し、対象者は75歳以上を基本とし、一定の障がいのある方は65歳以上の方が加入することとなっております。広域連合では、加入者の資格管理、保険料の賦課及び医療給付などを行い、市町村では、住民の利便性確保のため、申請書の受付等の窓口業務や保険料の徴収業務を行っております。

令和4年度の決算額は、歳入総額が1億1,475万6,000円、歳出総額が1億1,234万8,000円となり、差引額は240万8,000円となっております。

また、生活習慣病を早期に発見することを目的にぎふ・すこやか健診を行い、493の方が個別健康診査を受診いたしました。その受診率は、県内2位の42.5%でございました。ちなみに県内平均は23.5%でございます。

続いて、議第49号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

町では、児童福祉法に基づく児童発達支援施設として輪之内町発達支援教室そらを運営しております。

令和4年度の決算額は、歳入総額は1,973万6,000円、歳出総額は同じく1,973万6,000円で、差引きはゼロ円となりました。

発達支援教室そらでは、心身の発達について支援を必要とする就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を親子通園により提供しております。

次に、議第50号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

4年度末の整備面積は366ヘクタール、普及人口は7,964人となっており、全体計画に対する下水道普及率は88.2%となっております。

決算額は、歳入総額4億5,128万7,000円、歳出総額は4億1,964万9,000円で、差引額は3,163万8,000円でございます。

以上で、令和4年度の各会計別の歳入歳出決算の説明を終わります。

最後に、条例関係の提案理由を説明いたします。

議第51号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、電子名簿等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴いまして、コンビニ等多機能端末機における印鑑証明書の交付について、新たに移動端末設備、スマートフォン等でございますが、での対応を可能とするため、条例の改正を行うものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小寺 強君）

日程第6、議第42号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、お手元の議案書1ページをお願いいたします。

議第42号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期を満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を選任したいので議会の同意を求める。令和5年9月4日提出、輪之内町長でございます。

御案内のとおり、固定資産の課税台帳に登録されました価格に関する不服を審査するため、各市町村に固定資産評価審査委員会を設置することが地方税法で規定されております。

輪之内町の固定資産評価審査委員会の委員さんは3名でございますが、そのうち1名の方が令和5年9月30日に任期満了となるため、今回、選任すべく議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会の委員となる資格につきましては、輪之内町の町民であるか、輪之内町の町税の納税義務者であるか、また固定資産の評価について学識経験を有している者、それらの方から選任するということになっております。

そこで、今回選任をしようとする方でございますが、住所においては輪之内町里701

番地、氏名が浅野武彦氏、生年月日が昭和19年5月20日、任期は令和5年10月1日から令和8年9月30日まででございます。

浅野武彦氏につきましては、平成23年10月1日から同職に着任いただいておりますが、引き続きお願いするものでございます。同氏は、資格要件である輪之内町の住民であり、町税の納税義務者でもあります。また、これまでに町政の各種施策にも携わってこられて、その持ち合わせる見識も高いことから、適任者であると判断をしております。

以上でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第42号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第7、議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

それでは、議第43号について説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内町教育委員会の委員中、1名が令和5年9月30日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。令和5年9月4日提出、輪之内町長でございます。

委員の方の住所、輪之内町福東新田18番地、氏名、市橋修氏、生年月日、昭和34年3月12日生まれでございます。任期は、令和5年10月1日から令和9年9月30日まででございます。

経歴を申し上げます。市橋修氏は、岐阜歯科大学を卒業され、大垣歯科医院、神戸歯科医院の勤務を経て、平成元年4月よりいちはし歯科医院を開業されております。現在、福東小学校、輪之内中学校の学校歯科医、仁木こども園、福東こども園の園歯科医を務めていただいております。学校医療に詳しい方であり、学校歯科医としての経験を生かし、平成25年10月から輪之内町教育委員に就任され、現在に至っております。輪之内町の教育に対しても関心が深く、躍進的な御意見をいただける方であります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

人事案件なんで反対はする気はございませんが、たしか市橋さんの隣の方も教育委員というふうにしておるんですが、市橋肇氏でしたかね。これはどういう形で広く人材を求めておみえになっておるのか。前の浅野さんの、固定資産の評価委員についても質問しようかなとは思ったんですが、浅野さんについても、もう3期やられて、年齢的にももう80を超えられるという方をあえて選任同意を求めるということで出しておみえになります。どのような基準で選考され、またそれを提案されるのかということをお尋ねしたいと思っております。

今回は浅野さんの件じゃなくて市橋さんのほうで答えをいただきたいと思いますが、これは何でかということ、歯科医の、医療関係の方ということで、広く人材を求めるのについては文句ないんですが、どうしても聞きたければ、教育委員会の中の委員の中で、委員会の中へ参考人でどんどんそういう専門知識が必要であれば来ていただいたり、出

向いたり、いろんな形の中で情報収集は十分できると思うのに、歯科医師だからとか医療関係だからとか、そういう観点の選び方ではどうも私は面白くないんじゃないかなあと、それなら農業関係も工業関係もみんなの分野においてエキスパートはおるので、何も学校関係者のみならず、教育は教育のみならず、社会的にもいろんな方がお見えになるんで、なぜ、どんなぐらいの中から選ばれたか、その人選経過を教えてくださいと思います。

○議長（小寺 強君）

教育課長 野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

医療に携わってみえる方につきましては、慣例といたしますか、平成25年から医師関係の方をお願いをしていただいていた、その後、その方の交代に伴いまして今の市橋修委員さんを任命していただいております。

広くという意味ではそうなんですけれども、取りあえず学校教育に関係する方から今は人選させていただいております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

教育関係なので学校関係者が当然選ばれるのは結構だと思うんですが、4名お見えになる中で教育関係者は何名お見えですかね、委員の方で。2人ですか。

○議長（小寺 強君）

教育課長 野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

教育関係の方は3名ございます。4名のうち、教育に携わっていらっしゃる方は3名いらっしゃいます。

（発言する者あり）

○教育課長（野村みどり君）

市橋肇委員さんは企業の方でございます。金森京子先生は元教員でございます。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

あまり広く人材を求めているというふうには、多分データを持っておみえにならないと思うのでこのくらいにしておきますけれども、固定資産にしる何にしる、これからいろんな形の委員、任命いろいろあると思うんですが、やはり何期かやられているのが安定

感はあるかもしれませんが、やっぱり今、激動の時代でいろんなことが起きておりますので、いろんな人材を広く求められて、その中のお話合いの中で決めていただいて、それを上げていただくというのがいいのではないかなあというので、あえて、先ほどの固定資産でしたら3期、これで4期目で、80歳を超えられるという方でも何の疑問も感じずに上げておみえになるということについても、お願いできたら留任が一番簡単で結構ですが、やはり留任も含めて、新しい人材も求められるように要望しながら賛成をしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第43号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第44号について御説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）。令和5年度輪之内町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,091万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,189万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和5年9月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の4ページと5ページは、今回の補正予算額を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次の6ページにつきましては、第2表 地方債補正でございます。この内容といたしましては、防災拠点整備の財源として予定をしておりました地方債を防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債から公共事業等債へと変更するものでございます。この変更によりまして、既定の充当率が100%から90%へと変わりますので、借入限度額が3,630万円から3,260万円、差引きいたしますと370万円の減となっております。

一般会計補正予算（第4号）の詳細につきましては、別冊の事項別明細書により御説明をさせていただきますが、補正予算（第4号）の主な内容は2点でございますが、先ほどの町長の提案説明のとおりでございます。

それでは、事項別明細書の7ページを御覧ください。

それでは、歳出予算から、予算科目の順に御説明をいたします。

目3. 広報費の151万円は、主な内容の1つ目、現在のホームページが使いやすい、見やすいホームページとなるよう、改修や機能追加を行うものでございます。具体的には、トップページのリニューアルと防災情報ボタンの追加、イベントカレンダー機能の追加、ツイッター、現在は買収されましてXと名称が変更されておりますが、それをホームページに埋め込むことと併せまして、自動連携機能の追加を行おうとするものでございます。

次の目8. 生活安全対策費の50万円は、防犯カメラ設置補助金の申請件数の増に対応するものでございます。10万円の5件分です。

8ページをお願いします。

目2. 賦課徴収費の20万円は、確定申告会場での順番待ちを円滑にするため、順番待ちシステムの周辺機器の充実を図るものでございます。

9ページをお願いします。

目3. 福祉医療費の179万8,000円は、文字どおりになりますが、令和4年度の福祉医療費助成事業に対する県補助金の精算による返還金でございます。

10ページをお願いします。

目1. 高齢者福祉総務費の56万円は、高齢難聴者補聴器購入費等助成金の申請件数の増に対応するものでございます。4万円の14件分でございます。

次の目3. ふれあいセンター管理費の47万9,000円は、ふれあいセンターロビーの空調設備を修繕するものでございます。

目4. 介護保険費の13万5,000円は、安八郡広域連合の負担金は4項目について積算をして、それを合算したものになりますが、令和4年度の負担金の精算の結果、低所得者保険料軽減分と地域支援事業負担金、介護予防事業分の項目について追加納付するものでございます。

11ページをお願いします。

目1. 児童福祉総務費の6万6,000円は、子育て短期支援事業、具体的には児童養護施設等でのショートステイ利用者の増に対応するものでございます。5,500円の12日分でございます。

次の目3. 児童手当費の265万8,000円のうち、102. 児童手当交付金精算還付金の151万8,000円は、文字どおりになりますが、令和4年度の児童手当に対する国からの交付金の精算による返還金でございます。

103. 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金返還金の75万円と104. 事務費補助金返還金の39万円は、国からの要請により支給した文字どおりの給付金とその事務費の精算による返還金でございます。

12ページをお願いします。

目1. 保健衛生総務費の12万6,000円は、未熟児養育医療に対する国と県の負担金の精算による返還金でございます。

13ページをお願いします。

目3. 防災費は、財源更正でございます。予算書の第2表 地方債補正で御説明をしたとおりでございます。

14ページをお願いします。

目2. 教育振興費の288万7,000円は、主な内容の2つ目になります。県の施策により、9月30日を基準日として、岐阜県内に住所を有する中学3年生等を対象に3万円を支給しようとするものでございます。高校進学や就職等の準備費用に対する経済的負担の軽減を図ろうとするものでございます。

節10. 需用費の9万円から節12. 委託料の9万9,000円までは、事務用品、紙の購入費、郵便代、プログラム改修費などの事務費を計上したもの、節18. 負担金、補助及び交付金の267万円は、文字どおりの支援金でございます。3万円の89人分です。

15ページをお願いします。

目1. 社会教育総務費は、財源更正でございます。中学校の部活動につきましては、当

町におきましても今年度から順次地域移行を進めることとし、特に運動系部活動につきましては、今年度9月から準備が整い次第、順次移行していくこととしております。この地域移行の経費につきまして、県補助金が措置されることになりましたので、それを受け入れるものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

戻りますが、3ページをお願いいたします。

まず上の枠になりますが、目7.教育費県補助金の288万6,000円は、高等学校就学準備等支援金に対する県補助金を受け入れるものでございます。

下の枠の目3.教育費委託金の108万8,000円は、運動系部活動の地域移行に対する県補助金を受け入れるものでございます。

飛びますが、5ページをお願いします。

目5.雑入の290万1,000円のうち、安八郡広域連合還付金の283万5,000円は、歳出でも触れましたが、令和4年度の安八郡広域連合負担金の精算の結果、介護給付負担金分と地域支援事業負担金、包括的支援及び任意事業分の項目について安八郡広域連合から返還を受けるもの、子育て短期支援事業利用者負担金の6万6,000円は、ショートステイ利用児童の保護者負担金を受け入れるものでございます。

6ページをお願いします。

目3.消防費債の370万円の減額は、予算書の第2表 地方債補正で御説明をしたとおりでございます。

戻りますが、4ページをお願いします。

款19.繰越金の774万4,000円は、歳入予算を調整するため計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

それでは、議長の許可を得ましたので、御質問をさせていただきます。

今回の補正予算というのは委員会付託されると思いますが、町民の生活に関することですので反対する気持ちはございませんけど、町政の財政運営と労務管理について2点お聞きをその前にしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

まず1点目、町全体の俯瞰した財政運営についてお聞きしたいと思っております。

国は、7月28日付で各地方自治体に配分する2023年度の普通交付税を決定しました。

配分決定額は17兆2,594億円で、普通交付税の不交付団体を除いて1,688自治体に配分されたということでございます。

輪之内町の普通交付税決定額は、今年度は11億3,315万円で、前年度の算出額11億5,021万円と比較すると1,706万円の減ということだと思います。

令和5年度当初予算の普通交付税歳入額は8億3,000万でございます。今回の配分額11億3,315万円と当初予算の8億3,000万円の差額、3億315万円の財源が今回増額補正されておりません。今申し上げました数字が正しければ、3億円以上、3億円超の財源が当初予算よりも大幅に新たに確保されたのに、補正予算もせずに、公表もされないままです。これではまともな補正予算の審議がなかなかできないのではないかなと思います。もう年の後半で、残り半年なんですよ。3億円を新規事業に使いましょよ。補正予算の修正か追加をお願いしたいと思います。お金があれば隠さずに審議しましょよ。お金があればですけど。

それと、もう一つ、今回の普通交付税は、住民のマイナンバーカードの保有率を計算に入れたと聞いております。住民のマイナンバーカード保有率が5月末現在で73.25%を超える市町村572市町村に500億円、国は特別に配分をいたしました。私は細かいんで計算してみると、500億円、572市町村とすると8,741万円、平均でこれをクリアした市町村に配分をされるということだと思います。つまり、マイナンバーカードが5月時点で73.25%を超える市町村は余分にお金がもらえるんです。8,700万ぐらいですかね。普通交付税の上乗せがあったなら、隠さず今回補正してください。上乗せがないのなら、これは逆に言うと財政運営がうまくやっていたいなかったということかもしれません。今回その上乗せがあったかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、2点目は、補正予算の大前提の労務管理についてお聞きしたいと思います。

5月議会でも聞きました。7月議会でも聞きました。またかと思われると思いますが、解決するまで質問をします。

これは、輪之内町役場という組織を守るためには私は必要だと思います。職員が職場環境で、悪化で病気になって出勤できなくなった。今までは裁判はありませんでした。これからはどうなるか分かりません。職場環境の悪化や配置転換を訴えたのに対応せずに病気が悪化したと訴えられたら、私は輪之内町はアウトだと思います。町を追及しているわけではありません。守るために言っているんです。私は1年生議員ですから適当にあしらわれていると思いますが、今は車でいうと車検切れの車が公道を走っていると一緒なんです。車検しましょよということですね。よく親の意見と冷酒は後から効くといいます。後から後悔したって遅いんです。7月の議会で、委員会でも言いました。管理職が衛生管理者になっていると、職員は勤務評定が怖くて、ボーナスカットが怖くて相談できません。勤務評定をつける権限のない人に変更してくださいとそのときに言いましたよね。適切な人を衛生管理者に選任すると、それから全職員の個人相談記録を

作成する、それから週1回職場巡回する3点セットを実行してくださいということです。労働、労務関係で重大事案が起きたら大変なことになりますから、3点セットをまず整えてください。そうすれば、町は何を言われたって対応できると思いますね。この3点セットの現状もどうかということをお聞きしてから、予算の執行をしていただきたいなあと思って質問をさせていただきました。この3点、よろしくをお願いします。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

まず普通交付税の補正について御質問がありましたけれども、何ら別に隠しているわけではなくて、今回は繰越金のほうの剰余金といえますか、余剰もありましたので、先にそちらを充当させていただいたということでございます。

普通交付税につきましては、歳入予算の占める割合、20%以上を超えておまして、過大な見積りの結果、歳入欠陥が生じると影響が大きいということで、例年8億3,000万円ということで計上をさせていただいております。今回のように、3億円という乖離が、交付決定額がありましたけれども、これも順次補正で使っていきたいなあというふうで考えておりますし、最終的に事業組みができなかった場合は、基金の繰入れですか、その辺の解消ですね、今後の財政需要に備えてそういったことにもやっていきたいというふうで思っております。

それから、マイナンバーカードの交付率による地方交付税への上乗せですけれども、今回といえますか、マイナンバーカードの交付枚数によって、以前、交付税額を増やすよとか減らすよという話はありませんでしたが、今回、一律に一定額を増やすという格好で交付がされております。ただ、そこで、交付率がいいところはさらに上乗せで交付がされたようでございます。

当町といたしましては、結果としてはさらなる上乗せはなかったという状況でございます。以上です。

○議長（小寺 強君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

田中議員から、2点目の労務管理について御質問をいただきました。病気休暇をしている者とか配置転換を求める職員に対しての適正な措置といえますか、そういったものを講じられたいということでございます。

前回の6月定例会でもお話しさせていただきましたが、法的な安全衛生管理者は、当町では資格を持っている者が就くというふうな法で決められておりますので、当町は保健師がその任務に当たっておるところでございます。労務管理全体については総務課で所管しておりまして、私が全体を見渡してやらせていただいております。

確かに配置転換を求める職員等を、議員も現役時代、御承知のことと思いますが、年に1回職員調べというのを実施しております。そこで意向を聴取して、なおかつそこでそういった相談内容というか、ありましたら、私と個別に今までも面接をさせていただいております。ただ、人事というのは、田中議員も十分御承知のことと思いますが、最終的に組織として、全体パフォーマンスとして最高の成果を出せる組織、人員配置を常に考えます。いわゆる全体最適というやつですね。そこでやっぱり意にそぐわないというのも出てきます。それは、確かに私はどここの課に替わりたいという希望を出せばそれが全部かなうということになれば、ある課は物すごい人数になりますし、ほかの課はもう全然希望しないという課もあります。これを希望どおりやると組織として全く成り立ちませんので、その辺は十分御承知のことというふうに思いますが、引き続き、さっき言われた法的に決められておる衛生管理者の設置とか相談業務、そして1週間の1回の見回りといいますか監視ですね。その点は、議員がこの間、5月議会、そして6月議会でもやられていますので、その部分、私も全くそれを感じないわけではございませんので、そのようにもう一度職員調べを見直して、そして今、現に休んでおる職員もいます。そういったのを担当課長から事情を随時聞いて、なるべく本人の、いわゆる輪之内町職員として今後どうしていきたいのか、それがある意味エゴにならないような、組織として全体最適になるように進めておるところでございます。

いずれにしても、今年もまた職員調べということで、職員の意向は何っていききたいと思えます。その中でいかに全体最適に向けて構築できるか、常に考えてまいりたいと思えます。

また、さっき勤務評定をしない者を衛生管理者というふうなお話がありましたけど、これは先ほど申し上げましたけれども、法的に衛生管理者として定めているのは保健師でありますので、勤務評定をしない者というふうになっておりますが、実質は、先ほどからも、くどいようですが、人事をつかさどる部分に関しては総務課、私を中心としてやっておりますので、その辺については、組織として構築しなきゃいけませんので、御理解を賜りたいというふうに思っております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

1番 田中実君。

○1番(田中 実君)

財政の課長さんの答弁、大変すばらしい答弁ですが、論点がずれています、私が言うのは何ですけど。普通交付税って、4月と6月に前年の実績の4分の1ずつ来て、法律に基づくと8月31日までに配分決定しなければならぬと、今回ですと7月28日に配分決定したので、ここで収入調定と補正予算ができると。そして、9月と11月に、配分決定した金額から4月、6月に入れた金額を差し引いた残りを行うと。その趣旨は、国は

9月と11月に市町村の財政がショートしないように、とにかく早くお金を渡さなあかんということなんです。私が言いたいのは、半年前に3億円、もう分かっておるのであれば、新規事業をやって、やらないと、今回は私が指摘したのでそういう答弁が出たのかも分かりませんが、ほかっておいたら、3月にお金が余ったんで基金に積み立てますと、それでは私は町民のためにならんのかなあ。この間、前の議会のときに言いましたね。高校受験生に塾代を出してくださいという、3億あれば小学校から全部持つことができるし、道路やったら6メートル道路を1キロや2キロできますよ、3億あれば。そういった財政的な大きなスタンスで、大きな見地で立って、だから全体を俯瞰してはそういうことです。ぼつぼつ出てくるのをやるのもいいですけど、3億あれば大きな仕事ができるでしょう。違いますか。財政課のほうで出ていったやつは、ぼつぼつと何か小さなものを買ってぱっぱぱやらんでも、大きな企画をしなあかんと思いますね。公園でもできるんじゃないですか。

それから、マイナンバーカードの話聞いておると、聞いてみえる方もどっちやというふうだと思んですけど、分からなかった方が見えると思います。合っているか間違っているかはちょっと私も分かりませんが、私の手持ちの資料では、人口は9,403人で、5月末現在の保有者数は6,845枚で72.8%なんです。73.25%を切っています。大垣市は74.5%、海津市は75.6%、安八町は77%、神戸町は78%で、当然この市町村は上乘せがかなり来るんじゃないかなあと思います。ちなみに、今申し上げた市町村の中で神戸町が一番高いんですよ。78%、かなり高いですよ。今回の普通交付税で神戸町は15億5,164万円、前年算出額が14億2,120万円ですから、1億3,044万円、1億3,000万円、神戸町はマイナンバーをクリアしたから来た。全国平均8,700万円というのは、あながちの数字じゃなかったと、やっぱりクリアすれば1億3,000万も余分に来るんですからというようなことじゃないんですか。私は、みすみす財源を今回見逃したんじゃないかと。想像すると、マイナンバーで上乘せがなかったんで、地方交付税の増額をすると説明しなければならんでやめておこうかというようなことはないと思いますけど、そういうふうにも取れますんで、まず貴重な財源は取ってくださいよ。私はそう思います。

新型コロナ地方創生臨時交付金のことでお話をちょっとだけさせていただくと、家で私休憩しておったら、電話がかかってきたんです。新聞に輪之内町のことが載っていると、コロナのことで載っていると、その方はどうも恥ずかしいみたいなことで電話がかかってきたんです。その新聞はなかったんでちょっと読みに行きましたら、また会った人からもまた輪之内町のことが新聞に載っていると、何やなと思ったら、新型コロナ対応地方創生臨時金で輪之内町は特産品のものを、紙袋や紙箱を買った。これが新型コロナ対応創生臨時交付金の使い方としてはあんまりよろしくないということで、岐阜県で2町村名前が載っておったんです。その記事を読んだら担当者がこう言っていました。

コロナの臨時給付金の項目の中に地域の特産品が、名目があったと、だから使わん手はないというて新聞社に書いてありました。私それを読んで、なかなか輪之内町の職員はやるなあ、もらえるものはもらえるように努力すると、こういう姿勢で臨むと、今回は残念な結果になりましたが、私はそういうことをやっていただきたい。補助金を取れるならできるだけ取ってください。それから、大きな金額が来たら議会や町民に公表してくださいよ。3月にやった議会に、いや、3億ありましたけど、使いませんでしたから貯金しましょうとあって、それはやめていただきたいですね。ちゃんと言っていたら、議会でもそういうことができるかと思えますんで、その辺をもう一回お聞きしたいということ。

再三のお話というのは、職員の健康管理よりも総務課の人事管理に重きを置いておるので、少し私の質問した内容とはずれているような気がするんですね。例えば年一遍職員調べを聞いておるでしょうということですが、職員調べと健康管理台帳と一緒になんですか。健康管理台帳ってそんなもんですか。一緒ですか。その辺を、私、私利私欲で言っているわけではないです。あれをつくれこれをつくれと言ったら私利私欲ですけど、法律に基づく労務管理をなさって、これは私が言わなくたって普通のところがやらないあかんことやないですか。というのは、職員は大切な宝ですよ。使わな損というのではないけど、あんなばよう働いてもらわなあかんでしょう。それが、病気で休んでおるとか、年度途中で若手が退職していった。それはそれでいいかもしれませんが、聞くところによると全部自己都合で、職員のせいばかりになっているんですよ。全部職員の自己都合で病気になったとか退職したと、本当にそうですか。やっぱり役場というところは親心を持って、週に1回要望や何かを聞いてあげてやるのが私はいいことやないかなあと思います。よろしくお願いします。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

田中議員の質問は、この定例会の補正予算に私はどういう関係があるかと、職員の健康管理とかいろんなことをお聞きになっておりますが、それと補正予算の中身についてどういう関連があるかきちっと教えていただきたいことと、それに対する許可を議長がきちっと説明していただかんと、こういう審議には応じられません。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

1番 田中実君。

○1番(田中 実君)

どうも田中議員、御指導ありがとうございます。

私が言いたかったのは、予算執行をするについては職員の健康が大前提ですよということでございますので、何とぞ御理解をお願いします。どうも言葉足らずで申し訳ございませんでした。

○議長（小寺 強君）

後で田中議員とちょっとお話をしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

田中君の質問は、再度答えんでもええのか。

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第44号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第9、議第45号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

失礼します。

議第45号についてを御説明申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議第45号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和5年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,501万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年9月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

8ページ、9ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて御説明させていただきます。

事項別明細書の歳出、4ページを御覧ください。

目1. 一般被保険者保険税還付金は50万円の増額補正で、過年度に遡及して資格を喪失した被保険者が見え、国民健康保険税の還付金が発生したため、その不足分を増額補正するものでございます。

次の目3. 償還金は446万6,000円の増額補正です。内訳としましては、県支出金等精算返納金の438万5,000円は、令和4年度保険給付費等交付金の返還額確定により増額補正するものです。次の退職被保険者等納付金精算金の8万1,000円は、令和3年度の納付金が確定したことにより、追加納付額を増額補正するものでございます。

次の目4. 還付加算金は5万円の増額補正で、先ほどの還付金の補正と同様に、過年度に遡及して資格を喪失した被保険者が見え、還付加算金が発生したため、その不足分を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入の部、3ページを御覧ください。

目1. 繰越金の501万6,000円の増額につきましては、令和4年度繰越金の留保額から、先ほど歳出で申しあげました還付金と還付加算金及び県への返還金等への不足額の財源として充当するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第45号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第10、議第46号 令和4年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、議第50号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

会計管理者に説明を求めます。

田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、議案書10ページの議第46号から50号までを、別冊の令和4年度輪之内町歳入歳出決算書に基づき、順次御説明させていただきます。

なお、議案の提出に当たり、地方自治法第233条第2項の規定に基づき監査委員に依頼した決算審査の結果につきましては、本日、監査委員から御報告いただいた決算審査意見書のとおりでございます。

また、先ほど町長提案説明において決算の概要を説明させていただきましたので、これよりは朗読説明とさせていただきます。

初めに、決算書の2ページをお開きください。

議第46号 令和4年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度輪之内町一般会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和5年9月4日、輪之内町長でございます。

次に、3ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

一般会計の歳入総額は47億7,683万8,951円、歳出総額は45億8,544万9,323円、歳入歳出差引額は1億9,138万9,628円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源については、令和4年度の繰越明許費繰越額が全額特定財源で、一般財源はゼロ円のため、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となります。

次の4ページからは款項別の決算書です。

歳入について、5ページの収入未済額は、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた額です。

歳入合計は、8ページを御覧ください。

款21. 町債までの収入済額は47億7,683万8,951円です。予算現額との比較では、収入済額が4,543万951円上回りました。予算に対する収入率は101.0%です。

次の10ページからは歳出です。

11ページの不用額は、予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を差し引いた額です。

歳出合計は、12ページを御覧ください。

款11. 予備費までの支出済額合計は45億8,544万9,323円です。予算現額との比較では1億4,595万8,677円の予算残となりました。予算に対する執行率は96.9%です。

次の14ページからは歳入の事項別明細書です。歳出の事項別明細書につきましては、52ページからとなります。

なお、今年度から決算書の仕様を一部変更し、担当課名を款項目の列に、備考欄には事業別の決算額を目ごとに集計して計上しております。

続いて、次の会計は、水色の仕切り紙を目印に、186ページをお開きください。

議第47号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和5年9月4日、輪之内町長でございます。

次の187ページは実質収支に関する調書です。

国民健康保険事業特別会計の歳入総額は9億7,107万4,525円、歳出総額は9億4,171万4,202円、歳入歳出差引額は2,936万323円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は差引額と同額です。

次の188ページからは款項別の決算書です。

歳入について、款7. 諸収入までの収入済額は9億7,107万4,525円です。予算現額との比較では766万4,475円の収入不足となりました。予算に対する収入率は99.2%です。

次の190ページは歳出です。

款7. 予備費までの支出済額は9億4,171万4,202円です。予算現額との比較では3,702万4,798円の予算残となりました。予算に対する執行率は96.2%です。

次の192ページからは歳入の事項別明細書、歳出の事項別明細書は200ページからとなります。

続いて、216ページをお開きください。

議第48号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和5年9月4日、輪之内町長でございます。

次の217ページは実質収支に関する調書です。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億1,475万6,068円、歳出総額は1億1,234万8,468円、歳入歳出差引額は240万7,600円となりました。実質収支額も差引額と同額です。

次の218ページからは款項別の決算書です。

歳入について、款6. 諸収入までの収入済額は1億1,475万6,068円です。予算現額との比較では212万2,932円の収入不足となりました。予算に対する収入率は98.2%です。

次の220ページは歳出です。

款5. 予備費までの支出済額は1億1,234万8,468円です。予算現額との比較では453万532円の予算残となりました。予算に対する執行率は96.1%です。

次の222ページからは歳入の事項別明細書、歳出の事項別明細書は226ページからとなります。

続いて、232ページをお開きください。

議第49号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和5年9月4日、輪之内町長でございます。

次の233ページは実質収支に関する調書です。

児童発達支援事業特別会計の歳入総額は1,973万5,569円、歳出総額は1,973万5,569円、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次の234ページからは款項別の決算書です。

歳入について、款6. 諸収入までの収入済額は1,973万5,569円です。予算現額との比較では77万7,431円の収入不足となりました。予算に対する収入率は96.2%です。

次の236ページは歳出です。

款3. 予備費までの支出済額は1,973万5,569円です。予算現額との比較では77万7,431円の予算残となりました。予算に対する執行率は96.2%です。

次の238ページは歳入の事項別明細書、歳出の事項別明細書は240ページからとなります。

最後に、246ページをお開きください。

議第50号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和5年9月4日、輪之内町長でございます。

次の247ページは実質収支に関する調書です。

特定環境保全公共下水道事業特別会計の歳入総額は4億5,128万7,483円、歳出総額は4億1,964万9,254円、歳入歳出差引額は3,163万8,229円となりました。実質収支額も差引額と同額です。

次の248ページからは款項別の決算書です。

歳入について、款6. 諸収入までの収入済額は4億5,128万7,483円です。予算現額との比較では、収入済額が928万7,483円上回りました。予算に対する収入率は102.1%です。

次の250ページは歳出です。

款3. 予備費までの支出済額は4億1,964万9,254円です。予算現額との比較では2,235万746円の予算残となりました。予算に対する執行率は95.2%です。

次の252ページからは歳入の事項別明細書、256ページからは歳出の事項別明細書となります。

説明は以上ですが、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果等を説明する書類として、令和4年度輪之内町歳入歳出決算説明書を併せて提出しております。御参照いただき、議第46号から議第50号までの各会計の決算の認定について御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより一括質疑を行います。
質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております議第46号から議第50号までについては、8人の委員で構成する令和4年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号から議第50号までについては、8人の委員で構成する令和4年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。

ただいま設置されました令和4年度決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、令和4年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり

選任することに決定しました。

令和4年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和4年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は、高橋愛子君、副委員長は、浅野重行君です。

これで報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第15、議第51号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

失礼します。

それでは、議第51号について御説明申し上げます。

議案書の11ページを御覧ください。

議第51号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例について。輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年9月4日提出、輪之内町長でございます。

今回の一部改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードの保有者がスマートフォンの移動端末設備用の電子証明書搭載サービスを利用することにより、マイナンバーカードを持ち歩くことなくスマートフォンでコンビニ交付サービスを利用できるようになるため、スマートフォン用利用者証明用電子証明書の規定を追加するものでございます。

なお、スマートフォン用電子証明書搭載サービスとは、従来はスマートフォンでマイナポータル等のサービスを利用する際には、毎回スマートフォンにマイナンバーカードをかざして利用する方法しかございませんでしたが、スマートフォン用電子証明書搭載サービスをスマートフォンのアプリからダウンロードすることにより、マイナンバーカードなしで、スマートフォンだけで各種サービスを利用できるサービスということでございます。

次に、12ページが改正条文でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請。第10条の2中の利用者証明用電子証明書の記述を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書（マイナンバーカードの電子証明書）及び同法第35条の2第1項に規定されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書（スマートフォン用の電子証明書）に改め、マイナンバーカードまたはスマートフォンを使用し、多機能端末機、コンビニ等のマルチ複合機にて暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができることを追加するものでございます。

議案書の12ページへお戻りください。

なお、この条例の施行につきましては、輪之内町規則で定める日から施行することとし、コンビニ交付に係るスマートフォン用電子証明書の対応開始時期につきましては、国が証明書交付センターのシステム改修を行い、年内中に開始を予定しておりますので、国の改修後に速やかにサービスを開始するため、輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則に委任するものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

今回の印鑑条例の改正というのは、令和3年のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関するの流れで来ておると思うんですが、この法律の施行を見ていますと、7月議会で上程するべき案件やなかったかということが1点と、それから附則です、この附則を見ていますと、この条例は、輪之内町規則で定める日から施行するとなっております。ほかの自治体を検討すると、公布の日から施行するというのと2通りあるんです。つまり公布の日から施行するというパターンと規則で定める日から施行するというパターンがあるんですけど、輪之内町はこの規則で定めるというふうを選択された何か理由がおありかどうかということと、それから、私、デジタルというのは疎いので、ちょっと質問のあれが変かもしれませんけど、これは改正することによって、スマートフォン業者とかコンビニに何か手数料とかお金を払うようなことがあるんでしょうかね。その辺ちょっと、お金が絡むのか、それともこれは改正するだけで、町として

は何の負担金も負われない事業なのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

御質問ありがとうございます。

3点いただきまして、ごめんなさい、簡単なところから順番に説明させていただきます。

コンビニ等、携帯会社等に負担が、町が発生するかということは一切ございません、今回の改正につきまして。

続きまして、公布の日から施行するという選択肢はなかったかという質問に対しましては、確かに他市町村の条例等を見てもみますと、公布の日から施行するという記述がある市町村も中には見受けられましたが、現時点、スマートフォンでコンビニで印鑑証明書が取れることにはなっておりませんので、公布の日から施行することになると取れることになってしまうので、そこは避けるという意味で規則に委任するという形を取らせていただきました。

もう一点、令和3年に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律で、7月に上程すべきではなかったかというお話ですが、令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されておりました、施行期日につきましては、政令で定める日ということになっております。施行されたのが令和5年5月11日ということとなっておりますが、こちらも、まだ改修が終わっていないため、改修が年内ということなので、今回の議会に上程させていただきました。御理解のほうよろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

御丁寧な説明ありがとうございました。

簡単に言うと、町はお金はかからないということですね。

それから、公布の日からと規則というの、私は大体イメージとしては分かっておったんですけど、公布の日というのは、コンビニ業者と話がついておるところは公布の日から施行できるし、コンビニ業者とうまく話ができているとやっぱり規則ということですが、それで最後に1点だけお聞きしたいのは、規則はできていますか。それから、定める日ってもう規則に書いてありますか。それだけお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

先ほどの質問につきましては、まだこれから条例が制定されましたら規則を策定する予定でございます。

期日につきましては、まだ国のほうからいつ開始という通知が来ていないため、通知が来次第、その日付を入れて規則のほうを公布したいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第51号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第51号 輪之内町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

○議長（小寺 強君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会2日目は、9月14日午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦勞さまでした。

（午前10時41分 散会）

令和5年9月4日開会 第3回定例輪之内町議会

第2号会議録 第11日目

令和5年9月14日

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（9名）

1番	田 中 実	2番	大 橋 慶 裕
3番	林 日出雄	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	8番	小 寺 強
9番	田 中 政 治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 和 仁	教 育 長	長 屋 英 人
参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒 川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田 内 満 昭
教 育 課 長	野 村 みどり	福 祉 課 長	伊 藤 早 苗
経 営 戦 略 課 長	菱 田 靖 雄	建 設 課 長	大 橋 勝 弘
土 地 改 良 課 長	松 岡 博 樹	産 業 課 長	松 井 和 明
住 民 課 長	岩 田 好 弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 島 広 美	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前9時00分 開議)

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第3回定例輪之内町議会2日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名です。全員出席でありますので、令和5年第3回定例輪之内町議会第2日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって、質問は3回までとします。

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、豪雨災害による災害弱者対策について質問させていただきます。

近年、豪雨や台風による風水害をはじめ、大規模地震や火山噴火といった、これまでは数十年に1度と言われていた自然災害が毎年のように起こり、日本のみならず世界各国に大きな被害をもたらしています。

本年も7月に梅雨前線が活発化する影響で、西日本から東北の日本海側を中心に記録的な大雨となり、次々と発達した積乱雲が列をなし、ほぼ同じ場所で長時間、大雨をもたらす線状降水帯による集中豪雨が発生し、山口県、熊本県、島根県、富山県、石川県等で土砂崩れや河川等の氾濫、低い土地の浸水による甚大な被害が発生しています。

これまで被害のなかった地域も決して他人事ではないことから、当町においても、線状降水帯による集中豪雨が発生すれば河川の氾濫や堤防の決壊も考えられ、水害ハザードマップが全戸に配付されているところではありますが、住民の方がどれだけ周知・理解してみえるのか、また災害弱者と言われる方を守り、どのような避難をさせるのか、町長の所信表明にありました安全・安心の日常の確保について、町長の御見解をお伺いします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

改めまして、おはようございます。

本日、一般質問ということで順次答弁させていただきますが、なかなか鼻声が治らずにお聞き苦しい点もございます。何とぞ御容赦いただきたいと思い、お願いを申し上げます。

まず浅野重行議員からは、豪雨災害による災害弱者対策についての御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、大雨をもたらす線状降水帯による集中豪雨災害は至るところで発生しており、決して対岸の火事で済ますことはできません。

先日の議会初日にも述べましたが、8月15日に襲来した台風7号は、日本上陸間際に進路が西に振れたことで当町は大きな被害を免れましたが、当初予想の進路のまま進めば、鳥取県、岡山県と同規模の被害に遭ったかもしれません。いま一度このことを、私自身はもちろん、全職員、関係機関が再認識をする必要を痛感したところでございます。

さて、御質問にございました水害ハザードマップが住民の方にどれだけ周知・理解されているかということで、まずその履歴を申し上げますと、平成19年度に洪水ハザードマップを作成し、その後、平成23年度、29年度及び令和3年度に浸水想定データの更新により全体を改定、併せて3年度に大樽川のハザードマップ、そして最近では令和4年度に杭瀬川のハザードマップの作成を行い、全戸配付させていただいております。

私どもとしましては、住民の皆様の視覚に確実に届くよう全戸配付させていただいておりますし、町ホームページにおいても公開しているところでございます。

あわせて、同報系無線の屋外拡声子局の柱など、町内30か所に堤防破堤時の浸水想定水位を表示させていただいております。

次に、災害弱者をどのように守り、どのように避難させるかにつきましては、平成29年度の水防法の改正によりまして、浸水想定区域内の要配慮者施設において避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施が義務化されており、これを受け、当町におきましても、町内にあります社会福祉施設やこども園など17施設を指定し、その施設管理者に対して避難確保計画の作成と毎年の更新をお願いしているところでございます。

また、令和3年度には災害対策基本法が改正されまして、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に対しまして、支援を行う方や避難先等の情報を記載した個別避難計画の作成が努力義務化され、当町におきましても令和5年3月31日時点で132名の方について計画を策定済みでございます。

令和3年度の災害対策基本法の改正では、逃げ遅れによる被災を防ぐべく、避難勧告と避難指示の一本化等も併せて行われたところでございますが、この背景の一つとして、平成30年7月、岡山県真備町で発生した豪雨災害がございます。平成30年7月の豪雨災害では、岡山県、広島県、愛媛県を中心に、河川の氾濫や土砂災害等が多数発生し、死者・行方不明者が200人を超えるという未曾有の大災害となりました。

このときの国の中央防災会議、防災対策実行会議のワーキンググループが発行した報告書の記載内容を少し御紹介させていただきます。その巻末に、「国民の皆さんへ」とあります。こちらは、公助の限界について触れた、非常に踏み込んだ内容のメッセージとなっております。その内容は、行政は、一人一人の状況に応じた避難情報を出すことは不可能です。自然の驚異が間近に迫っているとき、行政が一人一人を助けに行くことはできません。次に、行政は万能ではありません。皆さんの命を行政に委ねないでください。そして、避難するかしないか、最後はあなたの判断です。皆さんの命は皆さん自身で守ってください。そして最後の一文で、行政も全力で皆さんや地域をサポートしますと結んであります。

このメッセージを出すきっかけとなったのは、このワーキンググループメンバーが被災後、検証のため岡山県真備町を視察したときに聴取したお話があったと伺っております。御案内のように、この豪雨は想定以上に浸水が早く、真備町内のある老夫婦が逃げ遅れたためお亡くなりになったというものでございます。具体的には、奥様が寝たきり状態で、御主人が奥様を2階へ運び出そうとしたのですが、間に合わず、お二人とも階段で折り重なるように亡くなっていたという痛ましいものでした。

当初、国のこの報告書にはこのようなメッセージの記載はなかったそうですが、グループのメンバーから、通り一遍の報告書では惨事は繰り返される。本当のことをさらけ出してメッセージとして伝えるべきだという意見があったそうです。

先ほどの行政云々というメッセージには、中央防災会議の事務方は、それこそ行政の責任逃れと捉えかねないという思いからかなりちゅうちょしたそうでございますが、やはりこのような悲惨なことを繰り返してはいけないとの思いから、この巻末のメッセージになったと聞き及んでおります。

災害時にあって行政機関、つまり公助が完璧に対策を講じることは不可能で、まず何よりも自分の命は自分で守る自助、自分の命が守れるのであれば、次に自分たちの地域は自分たちで守るという共助、それを中心として、災害に対応することができるよう各区で展開していただいております自主防災訓練等を通じた自主防災力の育成や防災士の育成など、住民の方への意識高揚を進めてまいりましたし、今後も継続して行ってまいりたいと考えております。

それでは、公助として何もしないのかと言われますと、そんなわけにはまいりません。かねてから県下の広域防災協定、西南濃圏域の防災協定がありますが、これまでそこには具体的に各市町村のどこの避難所が受け入れるのか、具体的な内容までは踏み込んでおりませんでした。そこで、当町が発起人となりまして、まずは西濃6町において、より明確な避難先のリストアップの協議を継続的に行い、町外への避難先の確保を具現化すべく、この8月に広域防災協定の細々目協定として締結をさせていただいたところでございます。

このように、要援護者の避難確保計画の策定・実行をはじめ、公助としての役割を確実に進め、ひいては安全・安心の確保に今後も努めてまいります。

以上で浅野重行議員の答弁とさせていただきます。

(4番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

御答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。

先ほど、町長さんのほうから行政は万能ではないということを言われました。特に近年、集中豪雨による被害が顕著になっており、線状降水帯が発生すると災害リスクが急激に高まりますし、集中豪雨は日中発生するとは限りませんので、各地域や特別養護老人ホーム、通所介護施設等も交えた互助・共助といった災害弱者訓練が必要ではないかと思えます。

また、福東小学校付近にはこども園や老人ホーム、介護施設等もあり、災害弱者等が近くの堤防に避難する場合の避難路がないことから、安全の確保が必要ではないかと思えます。

また、線状降水帯により集中豪雨が発生することでダムの貯水量がオーバーし、緊急放流は考えられないのでしょうか。

以上の3点について御質問をお願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

先ほど、浅野議員から3点再質問ということでいただきました。

まず、弱者対策ですけれども、先ほど答弁させていただいた中で、この水防法、平成29年度に水防法改正がありまして、その中で、避難確保計画の作成・計画、あるいは訓練ですね、これをやっていってくださいということで、まずはそれぞれの福祉施設のほうで対応いただくということが基本になってくるかなあと思えます。それと併せて、令和3年度に施設全体をさらに深掘りして、お一人お一人への対応ということで、Aさんについてはどういう対応をする、Bさんについてはどういう対応をするということが努力義務化されて、その関係で今、先ほど申しました132人の方について、それぞれお一人お一人計画があるということで、まずはその計画の訓練をそれぞれやっていただく必要があるのかなあと考えております。

それから、ダムの放流云々という御質問がございましたが、これにつきましては、特に揖斐川流域、長良川はダムがございませんので、揖斐川流域につきましては、流域の

町村でそれぞれ連携を取りながら引き続きやってまいりたいというふうに思っております。

福東校下の避難路の確保ということでございますけれども、実は先日、堤防を管理してみえます木曾川上流事務所と意見交換する機会がございまして、その場におきまして、南波地区もそうですし、福東の南波地区、それから福東地区、この辺り、堤防が迫っているけれどもなかなか堤防に上がっていく階段がないということで、できるだけそういった階段を整備していただけないかということで、木曾上の事務所には要望させていただいたところでございます。すぐにやりますという、やっていただけるという返事はございませんでしたけれども、少なくともこういった形で、とにかくやっぱり地元、特に先ほど議員も申された小学校の避難路ということで、非常に重要な場所でございますので、ぜひその辺りは前向きに考えていただきたいということで要望させていただいたところでございます。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

4番 浅野重行君。

○4番(浅野重行君)

3点説明いただきまして、ありがとうございます。

いろいろと行政のほうも忙しいとは思いますが、やはり小さいお子さんとか高齢者の方が見えます。災害弱者ですね。そういう災害弱者の方に対して、もうちょっと行政としても取り組んでいただきたいなと思っております。以上です。

○議長(小寺 強君)

1番 田中実君。

○1番(田中 実君)

議長の許可が出ましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

1. 薩摩義士の御恩忘れませんー町制70周年記念事業に薩摩堰遺跡の日本遺産の申請について。

「住みなれし 里も今更 名残にて 立ちぞわづらふ 美濃の大牧」、敬愛する薩摩義士、平田勲負さんの最後の言葉です。宝暦治水事業が現在の輪之内町の繁栄の基礎です。

平成9年9月25日、輪之内町役場で輪之内町長と当時の平田町長が合同記者会見を行いました。その内容は、輪之内町と平田町が地下レーダー等の探査によって大樽川洗堰など3つの堰を確認したというものです。

千本松原に宝暦治水事業の面影が残っていますが、それ以外では薩摩藩士の工事跡が確認されたのは珍しいと、当時のマスコミは伝えております。確認された3つの堰は、喰違堰、当時の農民の手で行われた工事、(寛永4年)1751年4月に完成。薩摩堰、喰

違堰では十分効果がなかったため、薩摩藩による工事で（宝暦5年）1755年3月に完成したもので、薩摩堰というようになりました。完成まで多くの犠牲者が出ました。大樽川堰、薩摩堰が決壊、修理費がかさむため新たに造った堰、（宝暦8年）1758年3月で完成です。薩摩義士の行いは、現代の公共事業の先駆けであり、人類愛に燃えた行為であり、輪之内町民ばかりでなく、広く多くの日本国民の心に響きます。

日本遺産は、文化庁が認定した地域の歴史的魅力がある地域の文化財のことです。文化財とそのストーリーを大切にすそうです。文化財は、薩摩堰遺跡があります。ストーリーは、薩摩義士の遺徳をしのぶ町民舞台劇「洗堰に日は昇る」が体現しております。

町民舞台劇は、鹿児島県・岐阜県盟約30周年のメインイベントとして、鹿児島文化センターにて観客1,600人の前で上演されました。公演の際は、岐阜県知事が楽屋に応援に駆けつけられ、県民の代表として頑張ってくださいと出演者を激励されました。

水が瞬く間に増えてくる、恐ろしかあ。堤防が崩れもすぞ。郷田どん、カマスはまだありもすか。真に迫ったせりふは鹿児島県民に大きな感動を起こしました。町民舞台劇を通じて訴えたかったのは、遺跡があり文化財にしてくださいではなく、町民が慣れない演劇に挑戦し、演劇を通じて薩摩義士の遺徳に感謝を伝える。それにより、遺跡の本当の価値を知ってもらうことであつたと思います。まさしく日本遺産ではありませんか。

町第6次総合計画では、文化財保護について、町の貴重な文化財を後世に継承するためとあります。日本遺産の認定を町として町制70周年記念事業として取り組んでもらえませんか。認定されれば、後世に残る一大記念事業となります。

また、関連施設の大藪洗堰の石碑が傾いていると町民の方から心配する声が届いております。あわせて御検討をお願いします。町長の見解をお聞きします。

2. 人間健康が一番ですー人間ドック代とリフトタクシーの助成について。

よく、人間ドックは受けなくても、町のがん検診、特定健診、フレッシュ健診等を受けているから大丈夫という方もいると思います。健康診断と人間ドックはどこが違うかといえば、どちらも人間の、自分の健康状態を知るために検査を行うので、目的は同じであります。人間ドックと健康診断で決定的に違うのは、検査項目の多さであります。検査項目が多いということは、結果的に多くの病気の早期発見につながります。

しかしながら、人間ドックはよい面ばかりではありません。費用が保険が利かないことです。身近な公立病院の人間ドック代は、コースによりますが、5万1,700円（令和4年度半日コース）から7万4,500円（日帰り2日コース）、オプションをつけるとそれ以上の金額になります。

わのうち健康プランによると、国民健康保険被保険者は年間入院件数40件、入院日数678日でありました。入院外件数は1,895件、入院外日数は2,951件となっております。輪之内町の後期高齢者医療の状況は、入院件数49件、入院日数796日であります。入院外件数は1,633件、入院外日数は2,712日となっております。国保税や後期高齢者医療保

険料が高くなるわけです。

医療費がかからないように、人間ドックにかかって病気を早期発見したらどうでしょうか。補助金1万円では低額過ぎます。人間ドック代助成額の増額になりませんか。

輪之内町にはリフトタクシー助成がありません。

リフトタクシーとは、身体に障がいがある方、一時的な疾病により車椅子・寝台等を利用される方に対して運賃の一部を助成しております。隣接市町村では助成があり、福祉行政が充実しております。あわせて検討いただけませんか。町長の見解をお聞きします。

3. 大切な戦力です頼りにしてますー会計年度任用職員の待遇改善について。

役場の正規職員は、人員が足りているのでしょうか。国が実施している地方公共団体定員調査では、輪之内町は国の目安の134名のところ、令和3年4月1日90名で、実に44名の職員が不足であります。

輪之内町と同じような類似団体は全国で82団体あります。その82団体の平均も134名であります。第7期輪之内町定員適正化計画による令和4年度職員の数目標定員の96名をも3名下回る93名の状況です。定員適正化計画の最終年度、令和6年度の目標定員102名も大きく下回っております。この原因は、採用希望者の減少や早期退職者の増加です。採用希望者の減少や早期退職者の増加の原因は、昔は役場、農協、郵便局など地元で働ける職場に人気がありました。現在は、役場が地域で魅力のない職場になっているからではないでしょうか。

正論からすると、44名の正職員をすぐに採用してくださいですが、そういうわけにはなかなかいきません。定員を割った中、役場はどうして仕事を回しているんでしょう。毎年多くの会計年度任用職員を雇用しており、通常業務に加え、新たな行政需要に対応しているところです。役場は会計年度任用職員がいまないと仕事が回りません。令和4年度は59名雇用されております。能力が高いと評判の会計年度任用職員が多数いるという声が聞こえてきます。

しかし、会計年度任用職員は、年度末になると気持ちが落ち込むといいます。それは、1年契約のため、更新されるかされないか分からない、不安定な身分のためです。1年契約が嫌で退職したという話はよく聞きます。せっかく仕事を覚えてもらっても退職される、大変残念です。1年契約でなく、優秀な人に限り、期間を3年、特に優秀な人には5年契約できませんか。そして、優秀な会計年度任用職員の賃金を、時間給や低い給与じゃなくて、輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第5条の2級適用を積極的に適用するなど処遇改善をしてください。

会計年度任用職員の皆さんは、本来の事務以上の正職員としての変わらない仕事をしております。町長の見解をお伺いします。

4. 総合案内窓口が要りませんかー窓口が分からない特定外来植物オオフサモについて

て。

オオフサモは、南米原産の多年草で、観賞用植物として輸入され、廃棄等により全国各地で繁殖し、水路等で水の流れを妨げたり、在来の植物と競合するなど悪影響を及ぼすとともに、繁殖力が強くて、水田では稲の生育を妨げるためなどで、平成18年に特定外来植物に指定されました。

春に散歩中、東江川でオオフサモを発見し、大量に発生し水面を覆う前に役場で駆除をお願いしようと思い来庁しました。役場で環境を担当する課にお願いすると、担当ではないと言われる。河川を担当する課にお願いに行くと、同じく担当ではない、他の部署だと言われました。

平成26年4月に町と町地域協働水質改善協議会が公表した大樽川流域水質改善計画書には、町内河川水質改善のため、外来生物の駆除が明記されております。この会議には、委員として県と、オブザーバーとして東海農政局や岐阜大学が出席し、事務局は県と町が担当した会議です。この会議結果が反映されておられません。これが環境に優しいまちづくりですか。特定外来植物の担当窓口も決まっていないんですか。

今回の対応で、計画全体が実行されるか心配になりましたのでお聞きします。

計画では、令和5年度に大樽川流域水域は透視度70センチ以上、BOD毎リットル当たり3ミリグラム以下の目標となっておりますが、9月1日現在の数値を公表してください。

オオフサモは、早期発見・早期駆除であれば簡単に対策ができます。手に負えなくなる前に対策すべきです。農業水利施設は、水路を介して下流域の農地とつながるため、被害が拡散します。多額の駆除費用がかかるジャンボタニシの二の舞にならないようにと心配して、役場窓口に出向いたのです。

お聞きします。町内何か所に反映しているか把握していますか。

また、令和4年5月に成立した改正特定外来生物法の概要と、令和5年度県補助事業の特定外来種防除対策事業に対する取組と進捗状況をお知らせください。

今回のことで痛感したことがあります。窓口が分からない住民のために役場玄関に総合窓口を設置すべきだと思います。御検討願います。町長の見解をお聞きします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

田中実議員からは、4項目の御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず1点目の町制70周年記念事業としての薩摩堰遺跡の日本遺産申請についてお答えいたします。

薩摩堰遺跡を日本遺産に認定することについて、まずその歴史的価値と文化的重要性について述べます。

薩摩堰遺跡は、幕末の日本の産業発展において極めて重要な役割を果たしました。この遺跡は、西洋の技術と日本の伝統的な建築技術が融合した希有な例であり、平成9年には実際に洗堰の試掘を実施し、堰の大まかな位置についても特定されたところでございます。

日本遺産、ジャパンヘリテージと申しますが、日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものでございます。地域にある魅力あふれる有形や無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより地域の活性化を図ることを目的としております。

日本遺産認定の基準は3点で、それぞれ簡単に申し上げますと、1つ目がまず、ストーリーの内容が十分に魅力的であること。それから2つ目が、地域づくりについての将来ビジョンと実現に向けた具体的な方策がはっきりしていること。3点目が、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されていることと定められております。

薩摩堰遺跡は、地域社会においても重要な存在であり、観光資源としてのポテンシャルが高いと言えます。認定によって地域への観光客の誘致や地域経済の活性化が期待できるところでございます。

さらに、日本遺産の認定を受けた他の自治体におきましては、多面的な教育効果を狙い、日本遺産ストーリーが学校の教材として活用されている事例もございます。副読本を用いて、総合学習の授業計70時間のうち、約10時間を日本遺産ストーリーを用いた事業に割くなど、現地に存する歴史という日本遺産ストーリーの特徴を教材として最大限に生かしている事例もあり、最終的には薩摩堰遺跡を日本遺産として認定することは、歴史・文化の保存と地域振興の両面からメリットがあるものと考えております。

一方で、認定には遺跡の適切な保存と保護が不可欠であり、そのための予算と人材、時間、情報の確保が必要となります。また、それ以上に町民の皆さんとの意識の共有が必要であり、輪之内町が単独で推進するのかどうかといったことも検討が必要となってまいりますので、今後、関係者の御意見などを伺いながら調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

町制70周年記念事業として取り組む内容につきましては、現在、職員から様々な提案を基に実施する事業の検討を始めたところでございます。薩摩堰遺跡の日本遺産認定も、その提案の一つとして追加させていただきたいと思っております。

なお、大藪洗堰跡の石碑が傾いているのではないかという御心配の御意見をいただきました。早速、石碑を確認しましたところ、若干の傾きが確認されておりました。今後の危険性の有無や修繕の必要性について調査を行い、早急に対処してまいります。

次に、2点目の人間ドック代とリフトタクシーの助成についてお答えいたします。

令和3年度のデータによりますと、輪之内町民の肥満度は県内で悪いほうから第1位、高血圧や心疾患の患者数も県内の悪いほうから上位にあり、町民の健康だけでなく、町の医療費に対して負担をかけるなど大きな課題となっております。こうした状況に対し、人間ドックはがんや生活習慣病などの病気を早期に発見できるだけでなく、病気になる手前の段階で生活習慣に対するアドバイスを受けることで健康に対する意識を高め、病気を未然に防ぐ上で大きな効果があります。

現在、国民健康保険では、精密検査費として、人間ドックの検査に対し、費用の2分の1、上限10万円を助成させていただいております。また、平成20年度から特定健康診査を実施し、生活習慣病の予防に努めるほか、令和2年度からは自己負担を無料化し、受診しやすい環境を整えており、その結果、令和4年度の特定健康健診の受診率は47.5%で、こちらのほうは県内でいいほうから上位に位置しております。

国民健康保険としましても、病気の早期発見・早期治療は健康状態の改善及び医療費の抑制につながることを考えております。また、人間ドックが高額であることも承知しておりますので、来年度に向けて、現行上限1万円の助成額の増額を検討してまいりたいと考えております。

一方、後期高齢者医療保険では、75歳以上の方の健康増進の取組として、生活習慣病の早期発見を目的に、ぎふ・すこやか健診を実施しています。受診率は、令和4年度、県内で2位と高くなっておりますが、さらなる受診率の向上に努めてまいります。

こちらのほう、人間ドックの助成につきましては、国民健康保険の被保険者への人間ドック助成が、75歳以降、後期高齢者保険の被保険者に移行しましても引き続き受けられるよう、後期高齢者医療広域連合と協議しながら実施に向けて進めてまいります。

また、リフトタクシーの助成についても御質問がございましたが、近隣市町の助成を参考にタクシー会社との協議を含め、導入に向けて検討してまいります。

次に3点目、会計年度任用職員の待遇改善についての御質問にお答えいたします。

議員からは、当町の役場職員の人手不足を憂慮する発言をいただき、そのデータについては議員が述べられたとおりでございます。令和3年12月の定例議会におきまして、地方公務員の定年延長に鑑み、当町職員の定数条例を104名から130名に増員する一部改正を行い、定数という器の枠の拡大を図ったところでございます。

本来ですと、行政業務全体を回すには全員正職員というのが理想ではありますが、現状におきまして、会計年度任用職員の存在は欠かせない状況となっております。

そこで、会計年度任用職員の待遇改善について御提言をいただきました。御案内のように、この制度は、地方公務員法の一部改正によりまして令和2年度から始まったもので、それまでの臨時職員という待遇から、1年ごとの契約ではあるものの、期末手当の支給、報酬額の定時昇給や休暇に関する法令化等が整備され、ある意味、待遇改善が進みました。また、来年度（令和6年度）からは、正職員と同様に、期末手当に加え、勤

勉手当も支給するよう法改正がなされております。

御提言のありました複数年の契約制度については、現行の地方公務員法の規定上できませんが、法令を遵守しつつ、各地方公共団体の条例で、運用できる部分については不利益にならないように運用を図ってまいります。

また、条例第5条の2級適用については、現在、その級にあるのは保育教諭で、クラス担任を任されている職員に限定して運用しておりますが、全員一律に2級適用というのは人件費の総ボリュームも勘案しますとなかなか難しいものがあります。一方、今でも会計年度任用職員の勤務評定制度はありますが、来年度からは、勤勉手当支給の導入に伴い、正職員同様に業績評定、能力評定として現行評価制度を見直さなければならぬと考えており、この見直しと併せて、会計年度任用職員の勤務成績により報酬額アップ、または勤勉手当額に反映させる仕組みを講ずることで処遇改善に努めていきたいと考えております。

4点目、特定外来植物オオフサモの関係の御質問にお答えいたします。

オオフサモは、湖、河川、池、水路などに生育する多年草で、特定外来生物に指定されており、現在、ほぼ全国に分布しております。特定外来生物とは、海外起源の外来種であって、生態系や農業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から法律等により指定されております。

オオフサモの規制については、拡散を防ぐために、栽培・管理・運搬・譲渡・放出・植栽が禁止されており、町としては、特定外来生物に指定されている様々な動植物の一つとして捉えており、現在は積極的な駆除は行っておりません。

オオフサモの繁殖場所については、町では職員の目視と住民からの情報として、輪中の泉辺りと東江川の四郷から下大樽新田までの一部に繁殖していることを把握しております。

本年4月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正が施行されました。特定外来生物の駆除については、国が防除を行うとなっていたこれまでの規定が、今回の改正により、都道府県単独、もしくは市町村と共同で防除する場合、国の手続は不要となったものの、市町村単独で防除する場合は、引き続き、国への手続が必要となっております。

なお、県補助事業については、令和4年度は清流の国ぎふ森林・環境基金事業を活用し、岐阜大学と連携した環境学習等の中で外来種駆除を実施しております。

オオフサモは、地下茎により繁殖するため、中途半端に駆除を行い茎や根などの断片を残すと、流れて拡散する可能性があります。駆除するのであれば、水系単位で破片や地下部が残らないように駆除する必要があります。地域と協議をして進めていく必要がございます。

ジャンボタニシのように稲作に多くの被害が発生する外来生物については、地元の協

力の下、関係課や岐阜県が優先的に駆除に取り組んでおります。今後、オオフサモを含めた特定外来生物についても岐阜県及び関係課との協議を進め、優先順位を考え、駆除を含めた対応を検討してまいります。

次に、併せて御質問のごございました大樽川流域の水質測定については、毎年4月、7月、10月、1月の年4回、13か所にて実施し、目標数値は年間平均を基に算出しております。令和4年度に目標を達成したのは、透視度では13か所中ゼロ、BODが13か所中4か所で、状況としては非常に厳しい結果となっております。しかしながら、稲作をしていない1月などの数値を見ますと、透視度は13か所中4か所で達成しております。引き続き、各種施策に取り組みますとともに、今後の目標とする項目や数値については有識者の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、役場の総合窓口の設置についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、役場に来庁された方を、いわゆるたらい回しにすることはあってはならないことで、できれば来庁者がワンストップで所期の目的、来庁目的が済まされるようにすることが住民サービスで大切なことと考えております。

そこで、総合窓口設置の御提言をいただきました。総合窓口があることは、住民サービス提供の一環として有効な手段の一つであることは論をまちません。しかしながら、これには新たな人員配置が必要になりますが、先ほどの議員の御質問にごございました職員の人数には、現在非常に厳しい状況でございます。また、配置に当たっては、ある程度、業務全般を熟知している人材が必要となりますが、例えば今回のオオフサモの件を総合窓口でお聞きされたにしても、その職員は自分で判断することができず、結局、手間が1つ増えるだけということが予想されます。総合窓口につきましては、フロアが複数回にあるとか、極端に広いとか、複雑な場合には有効ですが、現行の役場庁舎の規模では、必ずしも必要ではないのではないかと考えております。

それよりも、今回の御提言を受けるに当たり、まずはこの業務窓口はどこですかなどのお尋ねを受けた職員が、用件をきちんと把握した上で、その窓口まで御案内できるようにすることが必要で、こういった点について、再度、職員に徹底してまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上で田中実議員への答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

1番 田中実君。

○1番(田中 実君)

どうも、答弁ありがとうございました。

再度、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、なぜ70周年記念事業に日本遺産かというそもそもの話からさせていただくと、

まずありふれた事業ではインパクトがなくて、町民の皆さんも町任せになってしまい、多くの住民を巻き込む事業は、多くの効果を生み出します。

先ほど3つの指摘がありまして、ストーリー性、地域づくり、体制ができているかという質問ですが、まずハード面からお話をさせていただくと、かつて水辺の楽校構想が平田と輪之内町にありました。私の記憶が正しければ、薩摩堰神社付近を掘り起こして洗堰を地上に出現させる、掘り起こして地上に洗堰を出すと、そして記録を取る、記録を取って、大切な文化財ですので、記録を取った後に、確認後、地下に埋没すると。そして、地下に埋め戻して、その真上に原寸大の洗堰のレプリカを造って記念館とする。そして、その記念館として、治水の歴史を町内外の人に見てもらおうと、記念館から長良堤防に向けて散策道を造り、長良堤防に行き着くところに昇降階段を造り、河川敷に降りると。河川敷に降りたら、大藪橋から海津市まで散策道が続くと、その散策道は、ふだんは堤防を管理する道路、そしてイベント時は道路規制が簡単なマラソンコースとして、歴史とスポーツの拠点とするということでもあります。この構想は、大藪橋の南に、見てみえると分かると思いますが、柱があるんです。この柱の北は、木曾川上流工事事務所の管轄、柱の南は木曾川下流工事事務所が管轄、いわゆる管理境界線であります。木曾川下流のほうはうまく話がいて、海津のほうは公園がたくさんできていると思います。つまり、体制はある程度できておったということでもあります。

町民舞台劇です。ストーリー、町民舞台劇ですね、町民舞台劇は、名前だけ聞くと、まあ素人の劇でしょうというふうに思われがちですが、国や県は大変、そして町内外の高い評価を得てきた劇でした。小説家で第三の新人と言われた元文化庁長官の作家、三浦朱門氏が芸術文化振興基金の会長のとき、高い評価を得まして、町民舞台劇に補助金が出ました。花飾りで有名な梶原拓岐阜県知事の岐阜県からも同じく高い評価を得て、補助金をいただくとともに、鹿児島県へ公演をしてくださいというお話がありました。鹿児島県では、須賀龍郎鹿児島県知事や島津公の御子孫、島津修久様から心の籠もったお礼の言葉をいただきました。

町では、鹿児島公演から20年間続くマンパワーができました。町民舞台劇に出席された方々は町の各方面をリードする人物に成長し、町発展に大変寄与されました。名前は控えますが、一例を言いますと、町議会議員になられた方も複数名見えますし、民生委員会、農業委員会、NPO法人などで頑張られた方、各種委員会や団体、市議会で活躍された方が多数見えています。多士済々のメンバーのマンパワーができました。皆さん、町民舞台劇を通じて、町に強い愛着ができたんですよ。70周年記念式典をやって、2日か3日のイベントをして、次の100周年までのマンパワーができますか。国は、水辺の楽校で、さっき国が分かっておられるというような話がありましたが、国は水辺の楽校を通じて薩摩堰を認知し、芸術文化振興基金は町民舞台劇の芸術性を高く評価し、岐阜県さんは県の宝だと、鹿児島で公演してくださいと言われる。町では、マンパワーがで

きている。多くの出演の皆様方が、町政発展のために頑張られました。

先ほどの答弁は、町長の答弁を聞いて何ですけれども、これらの価値や過去の経験を知らないのは、現在の町の執行部の皆様方だけじゃないんですか。一度でも薩摩堰の書類を手にとって読まれましたか。町民舞台劇に出席された方を一人でも御存じですか。

いいですか。野球で応援するチームが、チャンスのときにバントばかりだったら退屈でしょう。嫌でしょう。たまにはフルスイングしましょうよ。三振でもいいじゃないですか。今、日本遺産という絶好球が投げられておるんですよ。フルスイングしましょうよ。それが町民が奮い立つことですよ。駄目だったら駄目でいいんですよ。フルスイングする姿がこの町の勢いを私はつくると思いますので、またこの御意見をお願いしたいと思います。

それから2番目のことですが、人間ドックとリフトタクシーの件です。

大変前向きな御答弁、ありがとうございます。ストレッチャーでタクシーに乗った父の姿を思い出しました。親を大切にしたいですね。今後とも、町からの優しい政策を期待して、この件の再質問はいたしません。

会計年度任用職員さんの答弁でも、大変いい答弁がありましたけど、1つだけ、もう一度お聞きしたいことがあります。

それはね、会計年度任用職員さんの1年契約のことですよ。私、車が古くなったんで車を買いたいなと思っておるんですけども、お金がないんですよ。車を買えないですね、お金がないと。車が古いけど、新車を買いたい。お金がないので、私は3年ローンで買おうかなと思っておるんですよ。会計年度任用職員さんの中にも車が古い人を見えますよね。そういう方々が、お金がないから3年ローンの車を買おうとしたときに、1年契約の会計年度任用職員さんは解雇が怖くてカーローンを組めんですよ。最初から3年契約の会計年度任用職員さんなら安心してローンが組めるでしょう。私はそういうことかなあと、その辺を酌んでいただきたいなあとと思います。

なぜこれを強弁するかといいますと、どこの課とは言いませんけれども、正職員が異動でいなくなった後、会計年度任用職員さんが代わりに席に着いている課があると思うんですね。これ普通に考えると、その人って事務の補助じゃないでしょう。正職員さんの代わりにの仕事をしているんでしょう。それで時間給でいいんですかということをお聞きしたいと思います。

あと、オオフサモのこと、まあこれは、今、町は積極的にやっていないということだったんですが、参考までに言わせていただくと、私もオオフサモを知りませんでした、本当のことを言って。あまり詳しくないんで。2022年5月15日、新聞を読んでいたら、西濃地方でオオフサモが拡大しておると、輪之内町は2021年に初めてオオフサモが見つかりましたと記事に書いてあったんですよ。そして、その1年後、2022年春に、町内でできたオオフサモを町の職員が駆除したことが記事に載っていたんです。コメントは、

町は、町民の皆さん、頑張っって一緒にやりましようを書いてあったんですよね。1年前は積極的にやっていたんですよね。この整合性をどういうふうに捉えるか。

それから総合窓口、確かに町長さんの御答弁、人員も要るし、それからワンフロアやから、そこへ連れていけばいいということだと思っんですけど、そんなに総合窓口って難しいですか。もっって知恵を出したらどうかなあと思っんです。ちよっって語弊があるかも分かりませぬけれども。簡単で、お金がかからなくて、人事異動もしなくて、今日からできる方法ってないですか。私、自分なりに今日朝、考えてみたんです。駄目だったらどうしようと思っって考えてみたんですが、発想を変えればできるのではないかなあと思っっています。

今、役場の窓口というのは、各課、役場の役職に合わせて席が配置されておると思っんですね、役職順に席が座っていると。ですから、したがって、窓口は、会計年度任用職員か勤務年数の少ない職員が座っていて窓口対応しておると思っんですね。そのため、経験不足や知識不足、住民の知り合いが少ないため、その方の人柄が分からないためにトラブルの原因になりがち。トラブルとは言いませんが、なりがちやないかなあと思っっておるんです。それを、席替えすればいいんじゃないんですか、各課。窓口は会計年度任用職員や勤務年数の少ない職員の代わりに、ベテランの課長補佐や係長に窓口で座ってもらっんですよ。課長補佐や係長であれば、仕事の内容や課の内容、役場の内容は全部、大体分かりますよね。そして、住民の性格も分かります。この方はこんなことを言ったら怒られるとか、こういう方を欲してみえると分かると思っ。そうすれば職員の席を替わるだけで各課に総合窓口ができたのと同じ効果が生まれるんじゃないですか。

やはり、知恵を出すというのは、例えば今回の場合でいくと、総合窓口をつくる、つくらないというよりも、もう一つ何かないやろうかということも考えるのもやっぱり必要じゃないかなあというふうに思っっております。そういった検討もしていただけるといいかなあと思っいます。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

まず薩摩堰につきまして、私も町長就任に当たり、いろいろと過去の昔の資料とかを拝見させていただいて、特に洗堰とか大樽川の関係ですね、こういった本当に水と闘ってきた歴史というのはいろいろ読ませていただきました。その中で、先ほど、舞台劇の資料もたまたま20年ぐらい前にありまして、田中議員も御出席されて、非常に思い入れはあろうかと思っいます。全くそういった過去の価値というのを否定するつもりもありませんし、本当に、確かに見ていますと、本当に当時、やっぱりこれだけのことがよくできたなあという、改めて感心しています。ただ逆に、あれだけのことを今、例えばこれから70周年に向けてできるかとなると、いろんな要素が必要になっってくるかなあ、

先ほど議員はホームランを打ちましようと言われるんですけども、ホームランを打とうと思うと、やっぱりある程度の準備というのは必要になってきますし、もちろんお金も必要になってきますけれども、いろいろ財政の優先順位とかを考えていく中で、果たしてホームランを打つのがいいのかどうかというのは、そここのところは今、事業をいろいろ検討しておるところでございます。そんな中で、お金をかけずに、これでもこれはいいものが残していたねえとか、100年に向けて、これは記念になるねえとかという、そういったものを少しずつやっていきたいなあというふうに思っております。

あと、水辺の楽校の話、私もちらっと聞いただけでして、まだきちっとその中身とか、もちろん現場もまだ見ていませんので、その辺り、どういった計画があって、今どんな進捗なんや、どんな状況なんやというようなところはまた自分なりに検討させていただきたいと思います。ただ、やっぱり前回もお話ございました、やはり輪之内がこれまで水と闘ってきたという、そういう歴史は何らかの形で70周年の中で生かしていきたいというふうに考えております。

それから、会計年度の職員さんにつきましては、何とか3年にならんかというようなお話ですけども、一応、契約は1年契約になっていますけれども、当然、優秀な職員さんであれば、今のところ3年まで制度上、更新が可能ですので、先ほど答弁の中では申しませんでしたけれども、当然、今回、評価制度も変わりますし、きちっと、特別優秀な人はもちろんですけども、ある程度、職員さんの代わりに十分にやっていたいるねという代わりの人については、当然3年契約まで行くんだろなあというふうには考えております。ですから、最初から3年契約というわけにはまいりませんけれども、実際の運用の中である程度対応させていただくことになっていくのかなあというふうに思っております。

それから、最後の総合窓口の関係ですけども、いろいろと工夫があるやろうと、そのとおりでございます。ただ、先ほどの答弁は、あくまでオオフサモについて、こういったオオフサモみたいなことが窓口で聞かれたときに、結局誰が、大ベテランの課長が総合窓口におっても、オオフサモについては結局、どこへ持っていけばいいんでしょうというような話でしたんで、そういう意味で、なかなか総合窓口が十分に機能するのかなあというような意味で答えさせていただきました。

職員に対しましては、私もこの間、最近、面談をやっていく中で、特に若い職員なんかには、とにかく積極的に来庁者に声をかけてくださいというようなことで改めて徹底はさせていただきましたが、その辺り、来客対応についてはまた、改めてきちっと適切な対応ができるよう周知・徹底を図っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(1 番議員挙手)

○議長 (小寺 強君)

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

どうも町長さん、丁寧な御答弁ありがとうございます。

輪之内町役場は町民の皆さんの大切な職場です。今後とも職員の皆さん方、礼節をわきまえて、住民の皆さんのサービス向上に努められるようお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小寺 強君）

3番 林日出雄君。

○3番（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、地域の安全対策、こども110番の家の取組について質問をさせていただきます。

皆さん、御存じですか。こども110番の家は岐阜県が始まりです。そのきっかけは、平成6年に岐阜県羽島市において、当時小学2年の児童7歳が下校途中に殺害されるという痛ましい事件が発生しました。この事件を教訓として、平成8年に全国に先駆けて可児市の今渡北小学校下において、PTAが主体となってこども110番の家制度が始まり、その後、全国に普及し、令和4年3月末現在、岐阜県内には1万8,133か所の設置登録がされています。

こども110番の家制度は、子供に対する付きまとい、声かけ等の不安を抱かせる事案に対し、通学路周辺の民家、事業所、店舗などが緊急避難先となって、避難してきた子供を保護し、警察へ通報等の措置を講じる民間協力拠点として大きな役割を果たしています。

現在、輪之内町内には、福東小校区30か所、仁木小校区22か所、大藪小校区32か所の設置登録がされており、合計84か所の御協力をいただいております。また、通学路の危険箇所や設置登録をいただいた84か所を輪之内町小中学校安全マップに記載し、公共施設等に掲示して子供たちの安全を見守っています。

しかしながら、近年、いろいろな相談をいただく中で、こども110番の家は本当に必要なのか、駆け込まれたこともないのでやめようかななどの声が届くようになりました。私の自宅もこども110番の家に設置登録していますが、実際のところ、看板を設置して毎年更新の手続をしているだけで、何もしていないのが現状です。強いて言えば、看板をつけることで少しは抑止力になるかと思い、更新を継続しています。

そんな中、新聞の掲載で揖斐川町の取組を拝見しまして、とてもよい活動をされていますので御紹介させていただきます。

揖斐川町では、7月に山形県米沢市で、部活動から帰宅中の女子中学生が熱中症の疑いで死亡したことを受け、揖斐川町の有志が8月から、気分が悪くなった子供たちに店

舗を救護所として活用してもらい、こども110番の店、みちくさの活動を始め、町内の物販・サービス業など50店舗が協力し、熱中症に救護の輪が広がっています。

揖斐川町は、幾度かその日の全国最高気温を記録した暑い町で、8月下旬に入っても依然として猛暑日が続いていて、みちくさでは、大人も含めて水を提供するほか、気分が悪いときやけがをしたときの休憩所として活用し、家族に連絡するときには電話を貸し、揖斐署の助言を受けてAEDを設置している店もあり、店舗名には気軽に立ち寄れるようにという思いが込められています。今後、こうした熱中症をきっかけとした新たな取組は、温暖化の影響もあり、広がっていくと予想されます。ぜひ輪之内町に合った取組を検討していただき、地域の安全を守るこども110番の家がもっともって子供たちの身近なものになることが、安全・安心なまちづくりにつながると思います。

教育長の御見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（小寺 強君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

林議員のこども110番の家が子供たちにとって身近なものになるよう、輪之内町に合った取組をとという御質問についてお答えします。

こども110番の家は、地域ぐるみで子供たちの安全を守るための取組で、子供が安心して暮らせる地域社会を実現するために重要な役割を果たしています。町内で御登録いただいている個人や商店、事業所の皆様に感謝を申し上げます。

子供の利用状況としては、今までに駆け込まれたことがないとのことですが、これは不審者が出没していないということの裏返しであり、よいことであると言えます。また、林議員の御指摘のとおり、犯罪抑止効果の表れであるとも言えると思います。

御紹介いただいた揖斐川町の取組は、有志の50の店舗が不審者からの緊急避難所としての機能に加え、熱中症対策のための水分補給ができる休憩所、体調が悪くなったときの救護所の機能も持たせ、こども110番の店、みちくさと命名しておりますが、そういうふうにしたものでありまして、画期的な取組であると言えます。

店舗の数、それから事業所数が少ないといった理由から、輪之内町では直ちに揖斐川町の同様の取組を始めるのは難しいと思いますが、例えば登下校中に急に雷が鳴ったときの緊急避難所であるとか、あるいは熱中症予防のために日陰を貸してもらい、各自が持参している水筒で水分補給ができる休憩所として利用させていただくことはできると思います。

子供たちの安全を守り、安心できる場所としてのこども110番の家について、登録いただいている方の御理解・御協力を得ながら、輪之内町ならではの取組について検討を進めていきます。

以上で林議員への御質問の答弁とさせていただきます。

(3番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

3番 林日出雄君。

○3番（林 日出雄君）

御答弁ありがとうございます。

教育長には、3点ほど再質問をさせていただきます。

1点目は、こども110番の家の更新についてですが、大体新年度が始まりますと、小学校の地区委員さんが自宅に来られて、今年度も継続お願いできますかと言われて、私のほうがよいですよと返事をして更新が完了になります。これを毎年繰り返し行っているのが現状です。

これでは、私は駄目だと思います。子供たちとの信頼関係も何もない状態で、果たして子供たちは知らない家に駆け込むことができるのでしょうか。私はできないと思っておりますので、更新に来られるときには、できれば子供たちも一緒に連れてもらって、短い時間ではありますが、お話をして、何かあったらこの扉から入っていいよと信頼を深めることをまずはそれぞれの地元から始めていただきたいと思います。教育長のお考えをお聞かせください。

次に、2点目のほうは、こども110番の家の連携が全くないので情報の共有が取れないことや、行動を起こそうとしても何もできないことです。できれば、校区ごとに新年度が始まりましたら、年1回は学校に集まって、子供たちとの交流やこども110番の家独自の連携を図ることが必要だと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。

3点目は、輪之内町小中学校安全マップについてですが、今後、新しい取組を掲載しようとしても小さ過ぎて場所が分からないので、できれば校区ごとの詳細マップを製作して、子供たちが見て分かるようにしていただきたいと思います。また、新しい取組が実施できるようになりましたら、子供たちの安心を守ることとなりますので、名称のほうもできれば安全・安心マップに変更してはいかがでしょうか。

この3点、教育長のお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（小寺 強君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

3点御質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

まず1つ目の御質問のこども110番の家の方と子供との顔合わせというか、それについてお答えをしたいと思います。

林議員の御指摘のとおり、全く知らない家に突然駆け込むというのは、子供たちにとって非常にハードルが高いのではないかなあというふうに、私も思います。現状では、4月の一斉下校のときに、教職員がついて一緒に下校しながら、危険箇所とか、ここが

こども110番の家ですよとかというふうに確認をしながら一つ一つ、下校するようにしています。そこで、この機会を利用してはどうかなというふうに思います。事前にその下校指導の日をこども110番の家の方にお知らせをしておいて、都合のつく方は、その時間になりましたらちょっと玄関先にちょっと出ていただくなどして、職員と子供と一緒に下校したときに御挨拶をしながら顔合わせができるような、そういう機会にできたらいいかなというふうに考えます。

それから、2つ目のこども110番の家同士の連携が全くないということについてお答えをします。

確かに御指摘のとおり、現状ではこども110番の家同士の連携というのは取られていません。そこで、子供たちとの交流というのはちょっとできないんですけれども、各小学校区ごとに行っている地区懇談会、この場を利用して、防犯に関わる現状について知っていただくとか、あるいは各地区における子供たちの様子について、交流する機会にできたらどうかなあというふうに考えます。

3つ目の御質問の詳細マップの作成と安全・安心マップに名称変更してはどうかということについてお答えをします。

先ほどの答弁でも述べましたけれども、こども110番の家というのは、子供たちの安全を守り、安心できる場所であるべきであるというふうに私も考えます。ということで、新しい取組は直ちにできないとしても、林議員の御提案の安全・安心マップに変更していくということにつきましては、私も大いに賛成であります。ということで、来年度から名称変更をしていきたいというふうに思います。

詳細マップの作成につきましては、今後、必要に応じて検討していきたいというふうに考えます。以上で答弁とさせていただきます。

(3番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

3番 林日出雄君。

○3番（林 日出雄君）

再御答弁、ありがとうございました。

形はどうかあれ、子供たちとの信頼関係が大事になってくると思いますので、できるやり方で進めていただきたいと思います。

また、これはどこの市町でも言えることですが、今後、こども110番の家は、高齢化により毎年減少することが予想されますので、どうしたら少しでも増やしていけるかをまた検討していきたいと思っております。

また、来年度以降になると思いますが、新しい取組に協力をしていただける、もし店舗さんが見つければ、積極的に私も応援をしていきたいと思っております。

これは、私が揖斐川町を参考に制作させてもらったポスターになります。語呂合わせ

でうちのわにさせていただきました。また今後、参考にしていただければいいかなあと
思っております。

また、これはちょっと、話はちょっと変わるんですけど、また近い将来になりますと、
少子化に伴い学校の統合も検討されます。そうしますと、登下校も歩きからスクールバ
スや自転車等に変わりますので、地域の子供たちの見守り方や支え方、こども110番の
家の在り方も今後大きく変わることが予想されますので、その先を見据えた検討もこれ
から早い段階で進めていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩いたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 大橋慶裕君。

○2番（大橋慶裕君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは、2点になります。

まず第1に、公共施設のトイレの洋式化について。

町が管理している公共施設は61施設あると認識しています。代表的なものと、役
場庁舎、プラネットプラザ、アポロスタジアム、学校、こども園、ふれあいセンター、
コミュニティ防災センター等です。

役場のトイレの洋式化は、2018年、平成26年の庁舎の大規模改修時に大部分が洋式化
されたと聞いております。

公共施設のトイレの現在の状況と、今後のトイレの洋式化について町長にお尋ねいた
します。

2つ目に、中学生の防災教育における避難所用資機材の活用について。

7月30日日曜日、体育センターにおいて、防災士連絡協議会勉強会で避難所設営訓練
に参加いたしました。

避難所用簡易テント、簡易用間仕切り、段ボールベッドの組立てを体験できました。
実際、自分でテント張りやベッド作成等を経験し、なるほど、このように組み立てるの
かと大変勉強になりました。

中学生の防災教育で資機材を活用することで生徒たちの見識が広がると思いますし、
自分でできるという自信にもつながると思います。教育長に見解をお尋ねいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

大橋議員からは2点の質問をいただきましたが、私にいただきました質問、公共施設のトイレの洋式化についてお答えをいたします。

現在の状況は、全施設における便器数は255基、そのうち洋式化整備済みは174基、整備率は68.2%でございます。直近では、令和元年度に使用頻度の高い50基を1,987万円で整備したところで、現時点未整備は81基となります。

この81基につきましては、庁舎及び屋外トイレが9基、仁木小学校の校舎、体育館、屋外トイレなどで15基、福東小学校体育館、屋外トイレ9基などがございしますが、順次洋式化に向けて取り組んでまいりますが、令和元年度当時の見積りであった2,500万円弱の工事費は、現在の建築材料の高騰も相まってかなりの高額になると予想されるため、残り81基を一度に整備することは財源的に厳しいものがございます。

とはいいましても、施設を利用される方にとってトイレの不便というのは大きな問題となりますので、今後3年ほどの複数年をかけて使用頻度の高い箇所から順次洋式化に取り組んでまいります。

○議長（小寺 強君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

大橋議員の避難所用資機材を中学校の防災教育で活用してはどうかという御質問についてお答えをします。

輪之内中学校では、2年生の総合的な学習の時間において、NPO法人防災支援ネットワークの支援の下、防災士養成講座を受講し、様々な災害についての知識や備え、災害図上訓練、普通救命などについて学んでいます。

大橋議員の御提案の中学校の防災教育で避難所用資機材を活用した避難所設営体験を行うことは、中学生の防災意識を高め、共助の精神を学ぶ、育む上で大変意味のある活動であると考えます。

避難所設営体験では、段ボールベッドや間仕切り、簡易テントを組み立てたり、避難者役となって避難所での生活を体験したりすることで、より実践的な学習ができるものと考えます。

NPO法人防災支援ネットワークの調査では、令和5年4月6日現在、輪之内町は人口の28人に1人が防災士の資格を取得しています。これは、岐阜県で1位です。その内訳も10代が半数以上を占めていて、中学校での防災教育の成果であると言えます。

このような防災への関心が高い中学生に避難所設営体験を毎年実施していくことは、防災意識の高い町民を増加させていくことになり、ひいては共助の精神あふれる安全・安心なまちづくりにもつながっていくものと考えます。

既に、避難所設営訓練を行っている役場職員と中学校が連携し、避難所用資機材を活用した避難所設営体験が実施できるよう準備を進めていきます。

以上で、大橋議員への御質問の答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

2番 大橋慶裕君。

○2番(大橋慶裕君)

御答弁ありがとうございました。

再質問、1点だけ町長のほうにお伺いいたします。

使用頻度の高いもの、施設から順次洋式化のほうを進めていくという御答弁でしたけれども、2,500万円の見積り、当初ですね、今現在はもう少し高くなるということなんですけれども、補正予算を組んでやっていただけるのか、それとも来年度以降になるのかということなんですけれども、その点だけ1点、御質問のほうをお願いいたします。

教育長のほうには御答弁いただきまして、中学生と職員の方が協働して実際に避難所の設営のほうを順次やっていただけるということで、よろしくをお願いいたします。

○議長(小寺 強君)

町長 朝倉和仁君。

○町長(朝倉和仁君)

今のところ、まだ具体的な計画はございませんので、やるとすれば来年度当初以降かなというふうに考えております。

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

一般質問を行います。

学校給食費の無償化をぜひ実施していただきたい。これは、町長にお尋ねをいたします。

前町長の木野さんは、町長選挙の立候補表明に当たり、子育て支援に力を入れると主張されていまして。とすれば、子育ての家庭を支援するには給食費の無償化が重要との思いから、木野町長に一般質問をしました。そのときの答弁では、財政面を考えながら、何らかの無償化の検討もしていきたいという答弁でありました。

朝倉町長も、子育て政策は極めて深刻で先送りできない最優先課題と主張されています。とすれば、学校給食費無償化を熱心に取り組む姿勢を感じました。ぜひ実施してください。

給食費は、小学校で年約5万円、中学校では5万7,000円かかっています。家庭の状況に左右されることなく、全ての子供が義務教育を受けるための経済的保障が公教育の

無償性原則であります。物価高騰で食事回数を減らす困窮世帯が増えていると聞いております。たかが給食ではなくて、命綱の給食になっています。

全国の自治体で給食無償化が広がっています。西濃地方でも急速に広がっています。全国で給食費無償化の自治体は482自治体に広がっていると新聞で報道されております。西濃地方では、揖斐川町、垂井町、池田町。中学校だけの無償化は神戸町です。全国的に一般会計の予算の1%あれば学校給食費無償化ができると試算しています。

輪之内町の一般会計予算は約50億円であり、小・中学校給食費無償化には4,000万円必要です。1%の財源を充てれば無償化が実施できると思います。

なぜ給食費無償化が必要なのかと考えるときには、今日の物価高騰、格差と貧困の拡大が広がっていること、社会保障と教育の負担軽減は生活経済を立て直すために重要と思います。

子育てには金がかかるというこの現実を見ていただきたいと思います。町長の答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

学校給食費の無償化についてお答えをいたします。

学校給食の無償化につきましては、令和元年第2回定例議会、令和5年第1回定例議会において答弁させていただいており、答弁内容が一部重複するところもございますが、御理解をお願いいたします。

まず、本年6月時点における県内の状況については、山田市、岐南町、垂井町、揖斐川町、池田町で無償化されていることに加え、神戸町が本年4月から中学校のみ無償化を実施しております。

輪之内町内の給食の状況でございますが、現在、町内小・中学校へ1日約900食を提供しております。令和4年度の年間経費は、給食センター運営費、人件費、調理業務の委託、施設・設備の維持管理費等で約5,637万円、原材料費が約5,053万円となっており、いわゆる給食費としては、そのうちの原材料費のみ保護者に御負担をいただいております。

現状、その負担額は年間を11期に分けて徴収しており、小学校1期分4,500円、中学校1期分5,150円であります。この負担額につきましては、周囲の負担状況、物価上昇等を勘案しながら順次改定を重ねてきております。

令和4年度におきましても材料費高騰に伴う財源不足が発生し、本来、給食単価改定で対応すべきところでありましたが、コロナ禍での厳しい経済状況下で保護者に新たな負担を求めるのは難しいとの判断に至り、緊急措置として公費負担で地域創生臨時交付金を財源に赤字補填をさせていただいたところがございます。

令和5年度も、引き続きの物価高騰により学校給食の賄い材料費に予算不足が生じることが予想されますが、その不足分につきましても令和4年度と同様、公費負担による補填を検討することとし、保護者の皆様方の過度な負担とならないよう配慮してまいります。

また、経済的に困難な世帯に対しましては、従前から準要保護世帯として給食費を含めて就学の援助をさせていただいているという現状もございます。

無償化を実現するためには大きな財政的な負担がかかるため、その財源を確保する必要があります。政策の優先度、財政負担能力というものを相互に関連づけながら実施していくことが必要であると考えております。

学校給食費の無償化を進めるに当たりましては、他の子ども・子育て施策や少子化対策等の取組を踏まえた上で、限定的な無償化も視野に入れつつ、財政面や品質管理についての十分な検討と対策を講じ、児童・生徒が健やかに成長し、学びを進めるための支援を行っていくことが望ましいと考えております。

以上で浅野進議員への答弁とさせていただきます。

(5番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

この9月議会は4日から始まりました。4日の日、私は一般質問を準備しておるときにたまたま朝刊を見ましたら、値上げの波、食費節約、冷える消費、こういうふうな大きな見出しで一面に載っておりました。

もっと詳しく見てみますと、主食を買えず、しらたきを入れて米をかき増ししている。米だけではもう十分ではないと、米にもお金がかかるからしらたきを入れて増す、増えるように工夫されていると、利用者も悲鳴を上げていると、こういうような新聞記事が載っておりました。大分、物価高で困っておるんだろうなというような思いです。

町長、この辺も一遍考えてみていただきたいと思います。答弁はいいです、以上です。

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

続いて、一般質問を行います。

輪之内町の未来を切り開く課題、人口減少、少子化対策について。

人口減少、少子化に歯止めがかからない。厚生労働省が8月29日公表した人口動態統計の速報値によると、2023年上半期の出生数は前年同期比3.6%減の37万1,512人(外国人を含む)で、2年連続の40万人割れとなりました。この傾向が続けば、通年でも前年と同様に80万人を割り込み、過去最少を更新すると見られています。このまま人口が減

り続ければ、企業の経済活動や自治体の機能が維持できなくなり、医療や年金といった社会保障制度が崩壊しかねません。

政府はやっと重い腰を上げ、次元の異なる少子化対策を掲げ、少子化傾向の反転を目指しておりますが、「おっせいわ」感が否めず、裏づけとなる財源の確保も曖昧のままであり、一過性に終わるのではないかと不安視されております。

当町におきましては、町のPRやイメージアップを強力に推し進めるとともに、どこよりも早くを意識した子育て支援策等の実施により他市町よりも人口減少幅が少なく推移しておりますが、2015年頃から自然減や転出超過などにより人口減少が続いており、この人口減少、少子化対策が、町にとりましても未来を切り開く最重要課題となってきました。

町長は、所信表明、そして7月議会の田中政治議員の一般質問答弁において、今後の取組に当たっては、まずは子供を産むスタートとして男女に出会いの場を提供すること、さらに国・県と連携を取りながら不妊治療や妊婦健診への助成、その後のステージごとへの各種支援など、これまでの助成制度の利用状況などを踏まえ、総合的な観点で議論を進め、未来の投資としてどんな施策が有効かを判断しながら果敢に進めていくと述べられ、早速、出会いの場を応援するとして県のぎふマリッジサポートセンターへの会員登録を促す婚活事業を打ち出されました。

県の婚活事業に参画することはより広域的な取組となり、何よりも公的機関が行うことは安心感、信頼感があり、有効な手段となり得ると思います。婚活イベント等の事業展開につきましても、町単独ではなく、西濃圏域、少なくとも隣接市町と共同で取り組むべきと思います。

今後は、これまでの助成制度の精査、継続も必要であります、それぞれ政府の言う異次元の対策、思い切った新たな施策を期待しております。

私は、人口減少、少子化を抑えるには、合計特殊出生率を上げることに尽きると考えております。

しかしながら、近年、社会の変化、グローバル化の進展に伴い、人の価値観、生き方や考え方も多様化してきており、結婚や出産、子育てを望まない人も増えてきております。いかにしたら結婚願望を持ってもらえるか、出産、育児に意欲を持ってもらえるか、第2子、第3子を産み育てたいという機運にさせることができるのかを考えた子育てしやすい環境の確保、大胆な助成施策を進める必要があります。

環境の確保については、当町もこども家庭庁が提唱する地域社会全体で子供たちを支え、子供が健やかで幸せに成長できる社会を実現するための「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、子供たちに寄り添った支援施策を進めていくべきと考えます。

助成施策につきましても、出産や子育てを望んでみえる方への不妊治療や妊婦健診費用は制限のない無料化にするべきだと思います。そのほか、国・県と連携した婚活、出

産、育児の現役世代への現行の助成、支援策は恒久的な継続が必要であり、さらなる支援策として子育てを終えた方への将来や老後の経済的生活不安を払拭させる施策を考えていく必要もあるのではないのでしょうか。

永年勤続表彰や分野ごとの功労表彰など、社会貢献された人に報いる表彰がありますが、今や複数の子育てをされた人はこれに匹敵する社会貢献であると思います。子供を育てた人数により年金加算をしてはどうかという意見も耳にします。さすがに年金への加算は趣旨、目的も違いますので難しいとは思いますが、何らかの功労制度を設けることも必要ではないかと考えております。

出産から育児、保育、教育に至るまで、子育てにお金はかからない、相談や環境面にも困ることがない、おまけに子育て功労制度まである。ここまでやらなければ、人口減少、少子化を反転させることはできないのではないかと真剣に思っております。

しかしながら、少子化対策、子育て支援事業を進めるに当たっては、財政的な裏づけ、財源が必要であります。当町においても、地域社会全体で子供たちを支えていくという観点から、多様な町民や企業の参加により財源を補充し、子供や子育て世帯を支援していく仕組みとして子供子育て基金の創設を提案いたします。

町に、地域に活力・元気を生み出していくためには、何としても人口減少、少子化に歯止めをかける。このことが輪之内町の未来を切り開く最重要課題であると考えます。

人口減少、少子化対策について、町長の決意、御見解をお伺いいたします。以上、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

人口減少、少子化対策についてお答えをいたします。

人口減少、少子化対策等は、社会全体において経済・雇用、教育など、幅広い分野にわたり多様な、さらに結婚、妊娠・出産、子育てといった各ライフステージにおける切れ目のない支援が必要となります。

現在の取組のうち、まず婚活サポート事業につきましては、当町を含め、西濃圏域の市町がぎふマリッジサポートセンター ―― これは県の結婚相談支援でございますが ―― が運営するぎふ広域結婚相談事業ネットワークに参加しており、利用者登録をすれば県内で開催される婚活イベントの情報を定期的に受けられるほか、相手の検索やお見合いサポートを受けられるなど、婚活に関する様々な支援が充実しております。

また、町の婚活サポート事業の委託先である町社会福祉協議会と協力して、登録者の参加支援等、県の資源を活用しながら婚活講座や出会いの場づくりなどを広げていくことで結婚を望む方への有効なサポートにつながると考えております。

妊娠から出産に係る支援につきましては、不妊治療の費用が令和4年度から保険適用

となりました。そして、岐阜県では保険適用で受診した特定不妊治療に対し、支払った自己負担額——3割負担でございますが——に対して10万円を上限に助成を行っており、上限を超える方はほとんどないということでございます。

また、妊娠中の方への支援につきましては、推奨されております定期的な妊婦健診14回分の助成に加え、今年度から町独自で初回の妊婦受診費用の助成を行っており、妊婦の経済的負担軽減につなげております。

今後は、これら子育て支援施策のさらなる周知に努めますとともに、上野議員が御提案のこども家庭庁が進めております「こどもまんなか応援サポーター」宣言についても検討してまいります。

もとより、現在行っております様々な取組が子供ファーストの考え方に基づいていることは言うまでもございませんが、全ての子供や若者たちが健やかで幸せに暮らせるよう地域社会で支え、子供と家庭に寄り添いながら子供のよいところを伸ばし、誰一人取り残されないまちづくりを町民の皆さんと一体になって取り組んでいくため、今後、個人や団体、企業などにも働きかけ、サポーター宣言に向けて発信力を強化してまいります。

子育て支援に関して、こども家庭庁は本年6月にこども未来戦略方針を閣議決定し、少子化対策加速化プランを打ち出しました。

また、本年4月施行のこども基本法に基づき、子供施策を総合的に推進するためこども大綱」を策定する予定になっております。内容は現在審議中ではありますが、町としましては現在の支援状況等を踏まえ、総合的な観点で議論を進め、未来への投資としてどんな施策が有効か判断しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、子供・子育てのための基金の創設についてお答えさせていただきます。

少子化対策や子育て支援に関する施策や事業を一過性で終わらせず、強力かつ確実に推進していくためには、当然それに見合うだけの財源の裏づけが必要となります。

議員が御提案の子供子育て基金を創設することにつきましては、町が少子化対策や子育て支援事業を推進していく上での決意と意気込みを示すものとなり、またシンボルにもなり得るものと考えるところでございます。

この場合、基金の創設につきましては議員各位の御理解が得られれば可能となりますが、やはり課題となるのは基金を造成するための原資そのものをどのように捻出するかということでございます。

現在、ふるさと納税制度が全国的に展開されており、当町におきましても5つの寄附金の使途事業を定めて、その受入れについて鋭意努めているところでございます。受け入れた寄附金につきましては、それを適正に管理・運用するため、ふるさと応援基金に積み立てており、令和4年度末の5つの指定事業と無指定分の総額は1億1,913万円となっております。

この金額の内訳につきまして、使途事業の一つ、次世代育成、学校教育の充実に関する事業につきましては、受け入れた寄附金額、令和4年度末現在で1,038万3,000円でございます。この額は直接少子化対策や子育て支援事業という大きな課題からすると少額でございますけれども、これとは別に、まちづくりの課題に応じて町長が事業を指定できると規定する分につきましては7,925万8,000円あり、この2つの合計を合わせますと8,964万1,000円、この金額が少子化対策や子育て支援事業に活用が可能な状況となっております。これらを有効に活用していくことも、財源調達の一つとして考えられるところでございます。

いずれにしても、少子化対策や子育て支援事業の推進を目的とする基金につきましては、今後、具体的にどのような事業を展開し、その財源が幾ら必要になるのかということ踏まえながら総合的に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上で、上野議員の御質問についての答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

非常に前向きな御答弁をいただいたものと思っております。

まず婚活等につきましてですが、ぎふマリッジサポートセンターへの登録等で県内イベントへの参画ができるということでございますが、非常にいいことだと思いますが、県規模でなくても、例えば隣接市町、やっぱり近隣といいますか、隣まちからの結婚してみえる、我々の世代もそうなんです、非常に多いと思うんですね。そうした御縁もあるかと思しますので、できるだけ例えば町単独でやっておるような婚活イベントを隣の市町と合同でやると。西濃圏域までとなるとちょっと広いかもしれませんが、せめて隣の安八とか海津とか大垣とか、そういったところと合同で取り組むということも必要だろうというふうに思っています。

これはぜひとも町長にリーダーシップを取っていただいて、近隣市町にお声かけをいただいてぜひとも実現していただきたいなというふうに思っています。

それから、こども家庭庁が推奨しているこどもまんなか応援サポーター宣言ですね。これは前向きに検討するというところでございますが、ぜひとも、これはたしか大垣市が選任していたんですかね。近隣市町もそういった動きを見せていると思いますので、ぜひとも輪之内町も一生懸命これに立ち向かっているんだという決意を見せていただきたいなというふうに思っています。

それから、子供子育て基金ですね、これにも前向きな御回答をいただいたと、答弁をいただいたと思いますが、これもぜひとも、何にしましてもお金がなければできませんので、これを早急に検討していただきたいというふうに思います。

それから、触れていただかなかったんですが、功労制度、これに対するお考えをお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

まず私のほうでお答えできる、サポーター宣言ですね、こちらのほうは今議員がおっしゃられた大垣市と、それから飛騨市が最近宣言を行いました。

先ほども答弁で申し上げましたが、今、実際にやっていることはもう本当に宣言しているかしていないかだけで、子供中心、本当に子供のためにということをやっているのは全ての取組がそういうことで間違いないんですけど、やはり宣言を出すことによって本当にみんなが一緒にやっぺいこうねという、やはり町全体、町民全体の意識づけということで、ぜひともこの宣言については前向きに検討させていただきたいと思います。

それから、基金のほうにつきましてはお金が必要ということでいろいろ検討してできる限りのことはさせていただきたいと思います。

それから、功労制度につきましては、具体的にどういう形でなるかちょっとまだ正直なかなか難しいところがありますので、ほかの自治体の様子なんかも踏まえながらまた研究させていただきたいというふうに思います。

マリッジサポート、婚活の関係については担当の課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

ただいま上野議員さんより近隣の市町となるべく御縁をつくって、町単独ではなく近隣の市町と一緒に合同でそういう出会いの場を提供してはどうかという御質問をいただきました。

ほかの市町でやっているところもありますので、それを参考にしながらぜひ安八町とか養老町とか、本当に近隣の市町でそういうところが実現できたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

ありがとうございます。

他市町とのことも積極的にやっていただけるということでございます。いずれにしても、出会いが多ければ多いほどいいと思いますので、町内だけで小規模でやっぺいても

あまり効果が得られないと思いますので、枠を広げてぜひとも打ち出していきたいというふうに思います。

功労制度、これについては私も非現実的だなというふうには、中では思っておりますが、これは国が考えることだろうというふうに思いますけれども、最初の質問の中にも入れましたが、本当に子育てにお金がかからないと、何も苦勞がないと、もうその結果、またいろんな功労制度があつて優遇されると、そこまでやらないとこれは恐らく少子化というのは解決しないだろうなというふうに思っています。しかし、どこまでやれるかが問題だと思うんですね。国のほうもいろんな手当を配ったり、いろんな政策をしておりますが、恐らくこれもあまり効果的ではないだろうというふうに思います。

いずれにしても、長年の培われてきた年数を経てこういう状況になってきていますので、これをやったからいいということは僕はないと思いますので、ある意味、本当にもうほかの予算を削ってでも捻出してこれに充てるか、国の施策に従いながらちょっとプラスアルファぐらいしていくのか、これは二極性があると思うんですね。どこまで踏み込んでできるか、それにかかっていると思います。

駄目であれば、今言ったように国のほうの施策にちょっと乗っかってやっておいて、もう半分諦めて、今後人口が減ったときの対応を考えながら、もう先を考えていくということも必要になってくるのかなというふうに思っています。いかにして少ない人口で自治体を運営していくのか、ここら辺のところも頭の片隅に置きながら進めていかなくてはいけないのかなというふうにも思っています。

だから、いずれにしましても、この少子化対策というのは、はっきり言って難しいと
いいですか、どんな手だてを打っても減っていくことは間違いのないと思うんですね。だから、そこら辺のところを見極めながら、二極を見ながら、今の学校の統合とかいろんなことも問題になってきておりますが、そういった人口が少なくてもやっていけるという方向性も考えながら進めていっていただきたいというふうに思っています。

その辺のところ、町長にもう一度、そういった両局面の考え方、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

本当に正直なところ、少なくとも人口、以前、議員さん方から人口を増やす自信はあるかと言われて、増やす自信はありませんというふうなお話をさせていただいております。本当に、いかに減る分を、減る数を小さくしていくかということだと思います。

今の例えば功労制度なんかも、昔ですとたくさん子供を産んで育てたから表彰をするとか、それこそ戦前・戦後の頃やと思いますけれども、今はそれこそたくさん産んでよく育てたねというのをむしろあまり大っぴらにできないというか、なかなかそういうの

もありますし、非常に難しいところかなと思っています。

一方で、この間もある人が4人目の子供ができましたとか、うちは3人今小さい子がいますとか、やっぱりそういう方も見えますので、そういったところの方々のいろいろな意見や話を聞きながら、たくさん子供がおる中で何が苦勞、何が大変やとか、こういうことが楽しいよとか、そういうようなことはいろんな形で発信して、たくさん大変やけどこういう楽しみがあるよということで少しでも雰囲気的なところを知っていただけるようにしてもいいのかなと思います。

人口減少前提にということで総合政策、6次の総合計画の中でも20年先に3割減るということで予想していますし、少なくともそこまで減らしたくない、減らさないような取組はやっぱりしていけないかなと思いますけれども、ただそういった流れとしては避けられない流れかと思っていますので、そういった上で出産・子育てだけじゃなしに、やはり外から来ていただく。それはある意味、外国人なんかも含めてですけれども、交流といますか、社会的に来ていただくというような取組を進めていく必要があると思っています。

またその辺りは、今度、委員会のほうでも、いろいろと議員さん方にも議論をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

引き続き、一般質問をさせていただきます。

今夏の猛暑も少し収まってきた感じがいたします。水稻も、わせ種においては色づき初め、秋近しを感じます。1週間後には刈取りも始まりそうです。秋が近いのを感じております。

そこで、今回は防災に関してお考えをお尋ねいたしたいと思います。

関東大震災は、1923年9月1日午前11時58分、神奈川県西部でマグニチュード7.9の巨大地震が起きました。今年でちょうど100年前のことです。

最近では、東南海地震がいつ起きても不思議ではないと言われて久しいのですが、つい忘れがちになりそうです。幸い、この地方には自然災害がないのでよいのですが、この機によく考え、備えを万全にしたいものです。

輪之内町の災害対策は万全ですか。

1. 地震に対する備え。
2. 水害に対する備え、堤防等ですね。

それから、内水に対する備え。3つの対策とハザードマップの見直しはどうでしょうか。避難の場所の見直しについてはどうでしょうか。

町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

田中政治議員からは、防災について、地震、水害、内水に対する備えの質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず各種災害全体に言えることですが、その対策については輪之内町地域防災計画をはじめ、職員初動体制マニュアルを策定しております。

しかしながら、重要なことは計画やマニュアルのとおり初動体制がきちんと機能するのかどうかという問題です。幾ら備えをしても、これで十分ということは過去の事例に照らしてもありません。

昨年7月の朝方に抜き打ちで実施した職員非常招集訓練では、対象職員95人のうち30分以内に参集できた職員が36人、参集率は38%、1時間後は71人で75%の参集率でございました。もとより、町内在住の職員は49人であり、この結果が現実でございます。限られた人員の中でどう公助としての機能を果たせるのか、大きな課題を突きつけられました。

過去の大震災、豪雨災害でも、消防防災関係機関が機能を始めるのは3日くらいかかることが実証されております。こうした状況であります。これからも毎年実施している全職員挙げての訓練を反復実施することにより、初動体制の精度を上げていくことに傾注してまいります。

それでは、まず1点目の地震に対する備えでございます。

平成25年2月に岐阜県が発表した岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査によりますと、海溝型地震と4つの内陸型地震の被害想定が発表されております。その中で、輪之内町に及ぼす被害想定が大きい2つの地震について触れておきます。

まず1つ目は、海溝型地震である南海トラフ巨大地震でございます。

この地震の想定マグニチュードは9.0、最大震度5.84、これは震度6弱でございますが、人的被害として死者3人、負傷者数88人、重傷者数6人、避難者数1,120人、建物被害として全壊家屋318棟、半壊家屋758棟となっております。

2つ目は、内陸型地震の養老―桑名―四日市断層地震でございます。この地震の想定マグニチュードは7.7、最大震度6.43、これは震度6強に当たります。人的被害として死者33人、負傷者数293人、重傷者数64人、避難者数2,302人、建物被害として全壊家屋793棟、半壊家屋1,259棟となっております。

特に、南海トラフ巨大地震の発生確率は、ここ30年以内に70ないし80%と予測されております。こうした被害予測を前提にして、災害対策本部立ち上げの初動訓練を毎年幹部職員対象に行ってまいりましたが、今後も継続してまいります。

その他職員につきましても、実際に東日本大震災で被災された当時釜石市役所の危機

管理課長をお招きし講演会を聴取したり、実技訓練として避難所設営、運営訓練をここ2年間実施しております。

あわせて、県補助金等を活用して防災資機材や避難所設営に必要な資機材も整備してまいりました。

また、冒頭で述べましたが、公助が有効に機能しない場合が想定されるため、自助、共助の強化を図るべく、令和2年度から各区にある自主防災組織の訓練に主眼をシフトし、各種訓練を展開していただいております。コロナ禍で思うように実施できない区もありましたが、令和2年度は17区で、3年度は8区で、4年度は10区でそれぞれ実施されました。

あわせて、令和2年度には国の交付金6,337万円を活用して自主防災組織の資機材の充実を図ったのをはじめ、訓練実施に対する補助制度、資機材の整備補助制度を創設してまいりました。

さらに、令和2年7月に防災士連絡協議会を組織しました。現在の協議会への登録人数は61人で、このうち中学2年時に防災士の資格を取得した高校生など若年層が23人在籍しており、今後は継続的に訓練や勉強会等防災に関わることにより郷土愛を醸成する環境を整備につなげてまいります。

このように、ソフト面の充実に主眼を置きつつ、資機材の購入などハード面の充実も併せて行ってまいります。まだまだ十分な備えとは言えません。これからも継続的に進めてまいります。

次に、水害に対する備えについてお答えいたします。

水防についても地域防災計画のほか、輪之内町水防計画を策定しております。

議員からは、特に堤防等のハード面についての御質問と理解をいたしました。

まず、木曽川上流河川事務所揖斐川第二出張所にヒアリングしたところ、「基本的に護岸工事は完了している。緊急性のあるものについては、随時対策工事を行ってきた。また、国土交通省内で新たな工事指標である堤防自体の浸水対策、これは堤防からのにじみ出しの調査・研究が始まっているので、将来、その対策を随時講じていく」との回答を得たところでございます。

次に、内水に対する備えについてお答えいたします。

御案内のように、当町は西江川、中西江川、中江川、東江川の4支川が大樽川に注ぎ、福東排水機場から揖斐川へ放流しております。内水被害の記録を見てみますと、昭和51年9月のいわゆる9・12災害があり、このときは降り始めからの総雨量が692ミリ、最大日雨量175ミリを記録し、床下浸水14棟、床上浸水8棟で、いずれも町の南部で被害が発生しております。

令和3年3月に岐阜県からデータをいただき作製した大樽川のハザードマップでも、町の南部において浸水被害が発生する可能性が高いことがうかがえます。

そうした状況下、平成26年2月に福東排水機場内に新たな4号ポンプを国土交通省の尽力により設置していただいたところでございます。これにより、17.88立米毎秒であった排水量が26.00立米毎秒と、8.12立米毎秒アップしたところでございます。

現在、当町におきましては台風襲来など、ある程度まとまった予想雨量が情報として入ったときには、事前に排水機場のポンプを稼働させ、4支川と大樽川の水位をあらかじめ下げしておく措置を講じております。

以上が、地震、水害、内水の備えとしております。

次に、ハザードマップの見直しについての御質問がありましたのでお答えします。

ハザードマップの見直しにつきましては、先ほど浅野重行議員にお答えした履歴をたどっております。

国や岐阜県が示す浸水想定データが更新されれば、それに合わせる形で随時見直しを図ってまいります。

次に、避難所の見直しはどうかとの御質問に対しましては、水害に関しましては、こちらも先ほどの浅野重行議員への答弁と重複しますが、最近の潮流として、あらかじめ自宅から離れ、親戚宅や知人・友人宅など、とにかく自分の命は自分で守る自助を徹底して行うという考え方に変わってきております。

そんな中で、公助としてできることは、現在、整備を進めております大吉新田地内の防災拠点避難所として位置づけることで、新たに2,000人規模の避難場所を確保する計画でございます。

さらに、広域避難の推進ということを考え、今年の8月、まずは西濃6町において町外に避難していただく広域避難の協定を締結しました。今後は、揖斐郡や岐阜圏域の市町ともより具体的な避難受入先の協定を岐阜県が仲介役となり協議しながら併せて進めてまいります。

あわせて、避難所までの移送手段ということで、防災会議の委員でもあります名阪近鉄バス様などと協議しながら、移送手段を確保すべく優先的に車両を回してもらった協定の締結に向けて、現在、協議の準備を進めております。

一方、避難には、避難所には行かず自宅内で2階に避難する垂直避難という考え方もあります。

しかしながら、垂直避難は初期対応には有効ですが、冠水により孤立が懸念されます。そのためにも、垂直避難をされる場合は最低でも3日分、可能であれば1週間分の飲料水や食料品の備蓄を行ってもらうよう啓発する必要があります。

もし孤立者が出たときは、降雨が収まった後に消防団や防災関係機関により救出作業が必要になりますが、そのための資機材もあらかじめ準備が必要で、当町では救助用のゴムボートを5台保有しております。

そのほか、町内の被害状況をはじめ、垂直避難をされた方々や逃げ遅れた方々の調査

のためにドローンを活用することも視野に入れなければなりません。

岐阜県ではこのドローンの活用に着目を見いだしており、来る9月16日、17日の2日間、消防団員ドローン操作講習を県消防学校で開催いたします。当町消防団からも3名の団員が受講することになっており、今後の消防活動に幅が出ることを期待するものであります。

最後に、避難に関連して、水害、内水被害時の避難指示等の発令基準に言及しておきます。

避難指示等の判断は、そのときの情報収集結果により状況判断で最終的に災害対策本部長である私が指示を発令いたしますが、その一応の判断基準として、各水位観測所の水位が氾濫危険水位を達した場合で、その基準としては氾濫危険情報が発表されたとき、また河川管理施設の異常——漏水等、破堤につながるおそれのある被災等でございますが——を確認した場合もこれを発令する基準となっております。

ちなみに、具体の氾濫危険水位は、長良川墨俣の観測点で7.70メートル、揖斐川万石の観測点で6.40メートル、牧田川烏江の観測点で7.60メートルとしております。

各種災害に対する備えはこれで十分ということはありません。今後も、引き続き対策を講じてまいります。

以上で田中政治議員への答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

御答弁いただきました。

大体、私の質問したいことがほぼほぼ入っておって、いい御答弁をしていただいたなというふうに私は思っておりますが、そんな中で私なりに少し考えのことで調べたこと等も含めまして、再度質問という形にさせていただきます。

最初の地震に関しては、東南海地震が近いうちに起きる、これは2007年の危険のマップに書いてありましたが、これによりますともう2007年から15年ぐらいたっていますので、あと15年ぐらいの間に50から86%の確率で地震が起きるというふうな、その当時の情報でした。

町長からの答弁ですと、もっと精度が上がってきたのかなというふうに思っておりますが、規模としてはその当時の発表された規模よりもやっぱり大きい数字が並んでいると思っております。東南海地震の規模は、最近ですと平成15年の十勝沖地震ですね、これが大体それに近いものとされておりますし、関ヶ原・養老断層の地震ですと阪神淡路大震災、平成7年がそれに近いものというふうに言われておりますが、注目は先ほど言いましたように、本当に近いうちに起きるかもしれないなという東南海の地震でありま

すし、輪之内町においても相当な被害が出るように思っております。

それで、このマップの話ですが、マップによりますと、避難するについてもこの家屋倒壊、その他というのは地震の場合、当然ついて回るんですが、避難するとき地震はすぐに避難できませんので、逃げるにもどうやって逃げよう、まずそこから始まりますよね。何が言いたいかというと、輪之内町は軟弱な地盤ですので、液状化が至るところに起きるといことで逃げるにも逃げられん。

それで、この防災マップの中に、この道路は強度が保証されていますよ、例えば町のテニスコートの近辺は高規格の道路だと私は思っておるんですが、災害に対する備えのある道路だと思っておるんですが、この輪之内町の中心部の方はその道路を使えるんですが、住んでおるのは周辺の人よりも揖斐川の近くとか長良川の近くとか、要するにこの中心地からかなり離れたところに住んでおみえになる方が多いため、そういった道の道が強いんだというのはある程度示されていないと逃げようがない。

水害は、先ほどおっしゃったように、前もっていろんな協定の中で事前に避難をする情報があつたときには避難するということがある意味可能かと思うんですが、他方では、大変これは難しい問題だというふうに思っております。

それで、この中では地震ですと家が壊れるという可能性があるんで、これは垂直避難とかいうよりも、やはり一定の示された場所へなるだけ早く行けるような、その道筋を町民の方に示すことがもっと大事ではないかなと思っておりますし、家が傾いたぐらいでは住めないことはないと言いつつながらも、いつ壊れるか分からないということで地震の後にはみんな家屋調査が入って、壊したほうがええのか、いや、直したほうがええのかとかという、やっぱり公的な専門家の判断がそこであるかと思うんですが、それまでにはかなり時間がかかるということで、その逃げ方についてももう少し親切な、町民に対する示しがあればいいのかなというふうに思っております。

それからもう一つは、最近特に線状降水帯とかいう言葉がよく使われておりますが、少し行くと晴れている、少し行くとむちゃくちゃな雨が降っている。たまたまむちゃくちゃな雨が輪之内町、西濃地域にかかった場合に輪之内だけが降ればいいんですが、やはり養老山系を含んだ揖斐川流域にかなりの雨が降ると瞬間に近いような水位が上昇しますよね。そういったときの対策が、前もって本当に逃げられるのかどうなのか。

そんな昔みたいに、台風が来るでもう1週間も前から危ないよとか、川の水はくみ上げよとかいう段階から少し気象条件が、当時の気象条件から変わってきておるのではないかなと。そんな猶予のならないときにはやはり自己判断の中、自助ですね、自助の中で垂直避難というのがやはり入ってくると、それが重要な意味を持つというふうに私は思っております。

それで、垂直避難するのに、これは健常者ならいいですよ。それから私みたいな老人とか病気の方とか、足腰の弱い方もお見えでしょう。いろんな中でその方がエンヤレと

避難しても、その後はどうやって助けに来てくれるんやろうと。そういうときの対策が消防団任せか。消防団といえども、家族みんなそういう危険な目に遭っておるので、探す、すぐには間に合わんと思います。そういったときに、私は後で言おうと思ったんですが、町長さんが触れていただきました。このドローンという、今の一番はやりのやつですね。これをもっと有効に使うような手段を私は講ずるべきではないかなと。

今、防災協定をいろんなところで結んでおみえになるんですが、私はたまたま植物防疫協会のほうに関わっておりまして、ドローンによる農作業、米、麦、大豆の消毒、今日もやっておりましたが、そんなようなことをやっております。そういう業者をまとめてやっぱり防災協定、こういう困ったときにドローンによる物資の輸送、医薬品の輸送、それから河川パトロールですね。河川パトロールも、危ない危険な箇所消防団団員の車で、消防車で行っても危ないのであれば、そのカメラを搭載させていって防災本部へそれをリアルに監視する。危ないところはもう一回戻ってズームしてくださいよと、いろんな使い道がどんどん広がってくるのではないかなと、私はそんなようなことを思っております。

それで、ぜひとも、まだよその町村ではドローンの協定はあまり聞いたことがないんですが、もう先んじてドローンによるそういう防災、その取組方に対する研究会というのを組織立ててやっていただいたら有効になるのではないかなと。

そうすれば、消防団の職員の職務の負担も軽減するし、危険箇所の回避もできるのでは、少なからずともできるのではないかなと私は思っております。

それから、もう一つ、内水問題ですね。

私の記憶では、本当に人間が古いので、昭和の時代に伊勢湾台風のときに、私の家は一軒家ですので、俗に言う道路が皆冠水してしまって田んぼか水路なのか分からない、全く分からないような状況の中で、舟で、川舟がありましたので、川舟でずうっとおやじが離れたところまで運んでくれたと。周りを見ると、少し高い木々は蛇とかいう爬虫類がいっぱい登ってきたとかいう、恐ろしいことも子供ながらにあまりにも怖かったので覚えておるんですが、本当にそのときの内水被害というのがひどかった。

今回も、この内水被害をなぜ言うかといいますと、この揖斐川の堤防が常時排水可能ということではないんですよね。これはどうも排水のマニュアルといいますか、それを見ますと、たしか揖斐川の水位が6.68メートル以上になったときには排水を止めなあかんと。それで、それ未満になったときには再開してもいいよと、6.68メートルをさらに上昇機運であるという情報があったときには止めると。ということは、輪之内町は遊水地扱いですね、俗に言う。そういったときに、農産物とか家屋にそういう止めたことによる被害が出たときは、これは町が補償してくれるのか国が補償してくれるのか、またはそういう補償は天災なのでないのかということが私はいつもいつも思っております、そのことについても分かる範囲で結構なんで。

それはやっぱりあくまでも自然災害なので駄目ですよとおっしゃるのであれば、これはしようがないなというふうには思っておりますが、水害マップを、あまり精度のある水害マップは見ておりませんが、俗に言う百年に一度の確率で発生すると予想される雨量に対して、洪水浸水区域及び水深についてということでマップの中で少し触れられております。

揖斐川の場合ですと、町内の約60%が3メートルから5メートル未満の浸水になる。また、0.5から3メートル未満が大体40%、これが揖斐川ですね。また、長良川がこういう百年に一度と言われる洪水等が発生した場合は80%が3メートルから5メートル、0.5から3メートル未満が15%、5%が5メートルから10メートル、これは私どものほうのいう下流域ですね。かなりでのどこが切れておる、何があってもかなり浸水が激しいということで、これは輪中地帯の宿命といいますか、昔から揖斐川においては町長さんもおっしゃったように、徳山ダムができてから私も安心しておりますが、長良川が切れてもこれは輪中におるのでどちらが切れてもあかんわけですね。

私が小さい時分は、揖斐川が牧田川のほうで2回切れて助かったと、あのときはもう揖斐川は水が越しておったという状況からはかなり堤防がかさ上げされて、強度が増しております。そこへダムがどんどん、大きいダムが設置されて、そういう備えについては安心をしておりますが、内水においては、これは補償があるのかないのか分かりませんが、やはりこれも一つの不安材料であるというふうに思っております。

以上について、内水の場合はどうだと。それからもう一つだけ、防災拠点に逃げたときにやっぱり西地区は比較的そういう拠点づくりがある程度進んでいるんですが、全体でいうと堤防を避難しているとき、要するにマップではいっぱい輪之内町は17……、ほぼほぼ危険マップを見てもらえばすぐ分かると思うんですが、堤防、堤防、堤防というのが多いんですわ。堤防へ避難してどうするんやと。階段の堤防が書いてありますよ、帰ったら一遍見ていただければ結構ですが、そこにおいてどうするのと。寝るところもあらへんよ、ただ逃げていだけか、その後はどうするんですかという、逃げるまでの避難は書いてあるけど、その先、自助の中の終わりのほうですね。初めは生きるための努力は自助で逃げるでいいんですが、逃げた先はどうなるの。共助も働きませんでしょう、やはり公助を待つより手はないのかなというふうに思うんですが、避難場所についてあまりにも少し無責任に書き過ぎではないかと。

一日そのときの苦し紛れの避難は、それは人命第一ですのでそれはいいんですが、その先、どうやってやっていったらいいんやということには一切触れられていないんですね。だから、それは大変なことだと思うんですね。

堤防へ行ったからって、何もいいことはありませんよ。その堤防が切れない保証はないですからということで、やはりそういうことはもう少し考えた避難の仕方、それからしたときのリュックの、要するに防災グッズの中にリュック、皆の各家庭にはあると思

うんですが、その中に昔とは少し違ってきてモバイルバッテリーとか手袋とかゴミ袋、水というのが大体今の防災の5点セットとか何とかというのがテレビでやっておりました。昔はタオルやとか何かいろいろ書いてありましたけれども、やっぱり通信の手段としてモバイルバッテリー、そのときに要るのがやっぱりそういうものは必要なものに入ってきました。

通信さえできれば、私はここにおいで助けてちょうというのもできますし、やっぱり今風かなということで、そういうことも含めて新しいマップ、新しい指針をやっぱり改正して取り組んでいただけるといいかなというふうに思いますが、これは危機管理課の荒川課長と、それから建設課の大橋課長に御答弁を。

特に現場を預かっておいでになる課長さんにお答えをいただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

数点、再質問をいただきましたので、それぞれ担当の課長から説明させていただきます。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川 浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

幾つかの第2質問をいただきました。ありがとうございます。それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、液状化の話でございます。液状化というのは、私ども常に防災を預かる担当としては本当に頭が痛いことでございます。

御案内のとおり、当町の地盤の性質上、この液状化というのは避けて通れない事象と考えております。その一つのデータを紹介させていただきます。

液状化を示す値としてPL値というのがありますが、PL値が15を超えると液状化リスクが非常に高いというふうに通常言われております。

南海トラフ巨大地震においては、当町では最小45.26、最大で52.24という予測値が出ておりますので、先ほど申し上げましたとおり、当町の地盤の性質上、本当にリスクが高い地域というデータが出ております。

確かに全道路網の液状化対策を講じられればいいんですけども、それには多額の経費を費やさなければならないということになっております。なかなか当町の財政力では厳しいものがあるかなということでございます。

しかしながら、そういった事態にもできることから対応しなければいけないというふうに考えております。そこで、職員に言っておるのは、参集時に道路が液状化で通行不能の場合には徒歩、もしくは自転車、バイクで参集するようにあらかじめ事前命令をし

ております。これに関しては参集時間が遅くなっても、時間がかかってもしょうがないというふうに考えております。

では、町民の方々に対してはどうかということで、町が指定避難所を開設しても液状化によって道路が通行不能となった場合は迂回路を探していただくことになろうかと思いますが、迂回路も通行不能でいわゆる地域で孤立状態になったときは、まず御自身の安全確保を第一に考えていただいて、近隣の第1避難所、集会所とかですね、地元の集会所等にとどまっていたいただいて急場をしのいでいただくということになろうかと思えます。

その後、いろいろと通行止め等の措置を取るわけですが、最終手段としては自衛隊の派遣を要請してそういった方を救出するというので、まずその救出に関しては災害弱者である高齢者、そして妊産婦、乳幼児とその親を優先的に避難所に優先させることとなろうかと思えます。

続いて、植物防疫協会との防災協定、ドローンに関してですね。これは本当にありがたい御提言と承りました。ぜひ、先生は防疫協会の役員もされておるということでございますので、先生を窓口にさせていただいて、そういった業者の方々とドローンでの協定。多分、この協定というのはあまりやっていないと思いますので、他市町村に先んじてこれをぜひ私どもも進めていきたいというふうに思っておいたところでございます。

それで、内水に対しての作物の補償はどうだということでございますが、これは補償については、いわゆるその災害が激甚災害に指定されれば災害対策法上そういった補償もあろうかというふうには今は法整備になっておりますが、それに指定されないとそういった補償はないというのが現行の制度となっております。

この発言がいいか悪いかは分かりませんが、そういうことに備えて耕作者の方が事前にそういったいわゆる共済ですね、共済保険等に参加していただければというふうに思っております。

あと、ハザードマップですね。避難所へ、堤防へ逃げろ逃げろというばかりのハザードマップになっているが、その辺を見直したらどうかということでございますが、ハザードマップは今先ほどいろんな水位の御案内がありましたけど、防災無線のラッパ柱に、各コミュニティ防災センターに載っておりますので、それを見ていただくということになろうかと思えます。

そして、抜本的なハザードマップの見直しについては、おっしゃるとおりでケース・バイ・ケースになると思いますが、今般の西濃6町の広域避難の場合、締結を機に水害の場合は町外の安全なところへ逃げさせていただくということを周知していかなければならないと考えております。

とにかく自助という考え方を根底として、公助としてできることは町外に安心できる

避難所を確保することだと考えております。そのことを念頭に、今後の防災会議で水害時における避難場所の変更、そして今までのハザードマップを抜本的に変えて冊子型に再編集するなど、そういったことを進めていきたいと、そして町民の意識づけを進めていきたいということでございますので、今回の広域避難という考え方を防災会議のほうでお諮りして、そういうふうに変更をしていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（小寺 強君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、建設課のほうから回答いたします。

まず、先ほど参事のほうからもお話がありましたが、液状化の関係でございます。

建設課のほうとしましては、堤防に関する液状化の対策ということで揖斐川堤防、長良川もそうですが、そちらのほうにつきまして、特に揖斐川のほうにつきましては福東の排水機場でありますとか、今整備をしております防災拠点、それから名神の高速道路の緊急の開口部等がございますので、重要な拠点がございまして、その辺りにつきましての液状化対策についてはしっかりやっていただきたいということで木曾川上流河川事務所さんのほうに要望のほうをいたしております。

その中で、木曾川上流河川事務所のほうからの回答といたしましては、河川堤防の耐震点検に関するマニュアルがあるようでございます。これに基づきまして液状化の影響を考慮した調査を実施したところ、この箇所については堤防の沈下が生じた場合でもマニュアルに定められた河川水位に関する安全性は保たれるということで、マニュアルに基づいて判断をされておると。したがって、この箇所については河川堤防の耐震対策が必要な箇所には現在のところになっておりませんということで、今のところは安心をしておるところでございます。

あと、内水への対策といたしましては、湛水防除用のポンプがございしますが、そちらの運転開始の水位がT.P.0.8メートルということで洪水操作時の操作ということで基本となっておりますが、大きな洪水があらかじめ予想されますときには、規則上認められる範囲でT.P.0.5メートル程度の水位から事前に運転を開始するなどしまして、洪水のピーク推移を抑え、浸水被害の軽減を図るような取組を現在としてはしております。以上でございます。

（9番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

本当に分かりやすい御答弁をいただいております。

防災に関する意識の高さが、改めて皆さんが共有しているんだということで安心して
おるわけですが、そんな中で激甚災害にならないと補償が得られないということであ
れば、この排水機場の運転を止めるということについては、これは多分福束輪中が管理
しているのでそこへ誰が指示して止めるのか、誰が指示して再開させるのか。要するに、
運転停止・再開についての権限が福束輪中の理事長にあるのか、それとも国交省のほう
からの指示があるのか。どこからあるのかなということを私は、この今の規約を読む限
りではそういうことはうたってございませんが、そういった場合にそこが指示したので
あれば、その指示によって止めた結果において被害が発生したということであれば、激
甚災害に関わらず町独自の救済案があってもいいのではないかなと。

多い少ないはともかくとして、床下浸水で済んだものが、床まで来なかったものが床
まで来た、床下で済んだものが床上まで上がってしまったとか、要するに内水がそれ
によって被害を受けたということであれば何らかの、金額は言いましたように多い少ない
はともかくお見舞金程度のものは、町としてその運転を取りやめたことによって発生す
る被害については考えるべきではないかなと。

そうなったときには、被害を受けた、高台におる人はいいいですが、要するに何が言
いたいかというと、大藪や輪之内の上に住んでおる人は比較的被害が少なく、下流域に
住む者が当然それによって被害を多く受けるので、住んだところが悪かったと、それ
だけではちょっといかにもかわいそうではないかな、同じ町民であればやはりそれを指揮
したところがある程度の、1万円でも2万円でもどれだけでも、お金のことは言いま
せんが、そのようなことがあってもいいのではないかなと思っております。

それから、大橋課長のおっしゃっておった5メートル前後を一定の基準にして云々
という話は、これはポンプ場の操作規定では5メートル云々というのがあらへんのやけど、
それはあらかじめという話なのか、それなのか6.68メートルを超えたらまだそれが上昇
傾向であるよという一定の条件があった場合には、やはり停止命令がどこかからもたら
されて輪之内町が遊水地になるのかということがちょっと分からなかったのを教えてい
ただきたいと思います。

それから最後に、先般、これは先般といっても9月9日ですが、テレビで「世界一受
けたい授業」という番組の中で、東京の小池百合子知事がモットーとしている言葉は何
ですかと言われましたら、「備えよ常に」という言葉だそうです。それで、誰もが全
てのことに通じる万能の言葉、備えよ常にということで質問を終わらせていただきますが、
今ひとつ、今のささやかな質問について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

先ほどの水位の関係でございませけれども、操作規定、お手元に多分、田中議員さん

がお持ちの操作規定がございますと思いますが、そちらにつきましては中部地方整備局でつくっております内水に関するものでございまして、あの排水機場につきましては湛水防除の部分と内水排除の部分と両方入っております兼用工作物ということになっておりまして、先ほど私が申しましたのは湛水防除用ポンプの湛水防除用の運転に係る部分の規定が、またちょっとごめんなさい、別途土地改良区としての福東の排水機場の操作管理規定というのが別途またございまして、それにつきましては湛水防除部分につきましては先ほどの0.8メートルとか0.5メートルという部分が出てきております。

ということで、先ほど言いましたのは湛水防除用ポンプの運転開始の水位ということで御理解いただきたいと思っております。

それから……。

(発言する者あり)

○建設課長（大橋勝弘君）

一応、排水機場の操作管理者としましては福東輪中土地改良区理事長とするということになっておりますので、管理者としましては土地改良区の理事長さんが行うということで、操作規定のほうではそういうふうに決められております。

(発言する者あり)

○建設課長（大橋勝弘君）

先ほどおっしゃられました6.68メートルとかという感じですね。

こちらにつきましては、本当に堤防がもう限界だと、もう堤防の天板まで来てしまうんでもう危ないと、堤防自体がもたないよということで設けられておる基準やと思っております。

ですので、こういった状況になったときにはポンプを止めるというふうに、国交省のほうからの指示が別途あるというふうに思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

これで一般質問を終わります。

○議長（小寺 強君）

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、議会最終日は午前9時までに御参集ください。

本日は大変御苦勞さまでした。

(午後0時15分 散会)

令和5年9月4日開会 第3回定例輪之内町議会

第3号会議録 第12日目

令和5年9月15日

○議事日程（第3号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 人口減少対策特別委員会の設置について

日程第3 議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）

議第45号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和5年第3回定例町議会付託事件）

日程第4 議第46号 令和4年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第47号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第48号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第49号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第50号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎令和4年度決算特別委員会委員長報告

（令和5年第3回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

○出席議員（9名）

1番	田中実	2番	大橋慶裕
3番	林日出雄	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉和仁	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
教育課長	野村みどり	福祉課長	伊藤早苗
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
土地改良課長	松岡博樹	産業課長	松井和明
住民課長	岩田好弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開議)

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第3回定例輪之内町議会を開会します。

ただいまの出席議員は9名です。全員出席でありますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第44号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第44号及び議第45号についての審査報告がありました。

次に、令和4年度決算特別委員長から、議第46号から議第50号までについての審査報告がありました。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育長から令和4年度評価「輪之内町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況」に対する外部評価の提出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第2、人口減少対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

人口減少対策について調査・研究を行うため、9人の委員で構成する人口減少対策特別委員会を設置し、これに付託して調査・研究することにしたいと思います。

なお、本委員会は議会の閉会中も調査・研究できるものとし、議会が本調査の終了を議決するまで継続して行うものとする。以上でございます。

お諮りします。

ただいま議題となっております人口減少対策特別委員会の設置については、質疑・討論とも省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、人口減少対策特別委員会の設置については、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。

人口減少対策について、9人の委員で構成する人口減少対策特別委員会を設置し、これに付託して調査・研究することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前9時02分 休憩)

(午前9時03分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました人口減少対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長においてお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、人口減少対策特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

先ほど人口減少の特別委員会が設置されたわけなんですけど、よくよくこの文言を見ると、人口減少対策特別委員会となっておると思うんですが、人口減少だけにとどめるのか、それに伴ういろんな調査・研究まで裾野が広がっているものか、そこら辺の判断だけちょっとお願いしたいと思います。

それでなければ、もう一度、少し時間をいただけるようなことが求めたいと思いたすが。

○議長(小寺 強君)

暫時休憩します。

(午前9時05分 休憩)

(午前9時15分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

田中政治君から、ただいまの会議における発言の取消しの申出がしたいという旨の申出がありました。この取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

これより、人口減少対策特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。
暫時休憩します。

(午前9時16分 休憩)

(午前9時16分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

人口減少対策特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は、浅野重行君、副委員長は、大橋慶裕君です。

○議長（小寺 強君）

日程第3、議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）から、議第45号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査を付託してあります。

したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 浅野重行君。

○総務産業建設常任委員長（浅野重行君）

皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和5年第3回定例輪之内町議会の初日において、本委員会に審査を付託されました案件について、9月11日午前11時05分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長以下、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について、当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、ホームページは最新の情報に常に更新されているのかに対し、イベント情報の発信などは不十分な点も多く見受けられた。今後は、住民が求める情報をリアル

タイムに提供できるよう使い勝手のよいホームページを目指していくとのことでした。

また、フェイスブック、LINE、インスタグラム、ユーチューブ等を活用した町の魅力発信と12チャンネルに町の催しカレンダーを掲載するなど情報発信の内容の充実を図ってはどうかとの提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理所管分について説明を受けました。

主な質疑は、防犯カメラ補助金の要綱について、専用ポールが必要であるなど対象基準が厳し過ぎないかに対し、要綱に記載があるのは、補助金の対象となる品目・内容であって、その全てを設置する必要はないとのことでした。

防犯カメラの購入先はどのようなところがあるか。また、ワイヤレスのカメラも対象か。さらに、補助の条件に技適マーク（電波法令で定めている技術基準に適合している機器であることを証明するマーク）の有無はあるかに対し、防犯カメラは、例えばホームセンターやインターネットショッピング等で購入が可能である。また、ワイヤレスカメラも補助対象であり、技適マークの有無は補助の条件としていないとのことでした。

今まで補助金により設置されたカメラは何台あるか。また、法人も補助金の対象かに対し、令和3年度12台、4年度15台、5年度は現在までで11台の計38台であり、法人も補助金の対象であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について、経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、町債への組み替えによる370万円の減額は、防災拠点整備事業をやらなかった分ということかに対し、地方債の充当率の差によるものであり、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債から公共事業等債へ組み替えることにより、その充当率が100%から90%へと10%減少する。この10%分が370万円であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、確定申告受付順番確認システムにモニターを追加する必要があるのかに対し、現在は、待ち番号を表示するモニターが入口の廊下側に1台しかなく、会場内で待っている方が見られないため、追加するものであるとのことでした。

待ち時間対策としてテレビや雑誌などを置いてはどうかに対し、モニターに待ち番号が表示されるため一旦会場を離れる方があり、希望者には電話での呼び出しも行っている。その他の会場内での待ち時間対策については、検討したいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第44号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員長 大橋慶裕君。

○文教厚生常任委員長（大橋慶裕君）

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和5年第3回定例輪之内町議会の初日において、当委員会に審査付託されました案件について、9月11日午前9時30分より、協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長以下、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について、当委員会所管分を議題とし、福祉課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、シニアカー等購入補助金には、町税等未納がないことを支給要件の一つとしているが、高齢難聴者補聴器購入費等助成金の支給要件にはないのはなぜかに対し、シニアカーは補助金額が大きいと、支給要件としているとのことでした。

高齢難聴者補聴器購入費等助成金の対象となる補聴器は、医療用に限るのか。助成は1回限りなのか。また、医療費控除の対象である旨を案内しているのかに対し、医療用に限定してはいないが、当町に登録されている販売店で購入した補聴器に限定している。助成は1回限りではなく、前回購入後、5年以上経過し再購入が必要な場合も助成対象となる。また、医療費としての購入費用であるか不明な場合もあるため、必ずしも案内しているわけではないとのことでした。

また、高齢難聴者と聴覚障がい者との区別が分かりにくいので、難聴レベルの上限を70デシベル以下と明示してはどうか。補聴器に限らずもっと手軽に購入できる価格のものに助成対象機器を広げてはどうかとの意見が出されました。

子育て短期支援事業とはどういうものか。また、施設と自宅や学校等までの送迎や短期入所の利用可能期間及び利用者負担額はどうなっているのかに対し、保護者が疾病その他の理由により養育が困難となった場合に、児童養護施設が一定期間養育を行うもので、現在町外3施設と委託契約を締結している。送迎については、費用加算を要するが、施設側で対応可能である。短期入所の利用可能期間は原則7日間であり、利用者負担額

は年齢や所得により決められ、生活保護世帯や母子・父子非課税世帯ではゼロ円、その他の世帯では2歳児以上で1日2,750円であるとのことでした。

未熟児養育医療費助成制度について、1歳児以降も利用できるのか、また町内の低体重児は何人いるのかに対し、医療費助成は1歳児未満に限られる。また、町内における2,000グラム以下の低体重児は、令和3年度1人、令和4年度1人、令和5年度1人、該当者がいるが、1,500グラム未満の低体重児は該当者なしとのことでした。

児童手当交付金精算還付金を計上したのはなぜかに対し、昨年度支給実績を基に見込額を予算計上したが、支給実績額との差額に基づき還付金が発生したためであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、部活動において来年度から地域へ移行することになるのかに対し、スポーツ系の部活動は、今年度9月から地域移行するとのことでした。

部活動の地域移行は働き方改革から始まったが、中学校の先生は部活動に携わらなくてもよくなったのかに対し、休日・夜間の活動者については、地域指導者に移行するとのことでした。地域部活動でけが等があった場合、責任は誰が負うのかに対し、保険については9月からスポーツクラブの保険を適用し、それ以外の検討課題については、保護者や地域指導者の代表会議で検討し、情報共有の場を位置づけていくとのことでした。

岐阜県高等学校就学準備等支援金支給事業費補助金は、高等学校へ進学する者だけが対象となるのかに対し、就職も含め、全ての中学3年生に3万円を支給するものであるとのことでした。

中学校費委託金108万円は何に使われるのかに対し、当初予算で計上しているコーディネーターと指導者の謝金、消耗品費及び保険料として支出する予定とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第44号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第45号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

主な質疑は、還付金はどのような場合に生じるのかに対し、社会保険に加入したが、国民健康保険の喪失の届出をせず、国保税を納めていた場合であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第45号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから、委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

委員長報告、よくできていて何も文句はありませんが、その中に、ちょっと書きぶりの中で、総務さんのほうでもありましたし、文教さんのほうでもあったんですが、図ってみてはどうかの提言がありましたとか、そういうふうに広げてはどうですかという意見がありましたというふうに報告でされておるんですが、提言があつて、それを執行部がそのときにどう答えたか、今後の参考にしたいと思いますというお答えがありましたと、これは委員長が書く報告書になっておるわけなんで、書きぶりの中でそういう言葉も執行部からいただいておりますのであれば、皆さんが一生懸命審議した内容について、執行部さんもきちつとお答えになっておることであれば、その文言が少し、これから結構なんで入れていただけるといいかなと。言いつばなしという感じではあまりよくないような気がするんですが、私はそう思いますが、どうでしょうか。これは、意見やなくてお願いになる。書き方のことなので、中身については何も文句はありません。

（発言する者あり）

○文教厚生常任委員長（大橋慶裕君）

御意見ありがとうございます。

提言だけではなくて、執行部側の回答もということで、これ以降、執行部と相談いたしまして記載できるように、報告できるようにしたいと思っております。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから、議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算(第4号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第45号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第4、議第46号 令和4年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第50号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

ただいまの議題としました議案は、今定例会の第1日目に、町長から提案説明、会計管理者から議案説明を受けた後、令和4年度決算特別委員会に審査を付託してあります。

したがって、これから決算特別委員会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。
決算特別委員会委員長 高橋愛子君。

○令和4年度決算特別委員長（高橋愛子君）

続きまして、令和4年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

令和5年第3回定例議会初日の本会議において、審査を付託されました案件について、9月6日、7日の両日にわたり、協議会室にて全委員出席の下、執行部側より町長以下、関係職員出席の下に審査をいたしました。

審査は決算書、決算説明書に基づき、各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査いたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、本委員会に付託されました議第46号から議第50号までを一括議題といたしました。

議第46号 令和4年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、最初に議会事務局所管分について説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、マスコミに対して広報戦略はどのように行っているかに対し、マスコミ各社とは随時情報交換を行っており、今後もSNS等を活用して町の魅力発信に努めていくとのことでした。

土地の売却について単価を確認したい。また、適用法は何かに対し、1,000平方メートル当たり700万円であり、公拡法の適用とのことでした。

職員定数に対して足りていない人数はどのくらいかに対し、定数は130人で、現在の正職員数は94人である。採用試験の応募者が減少傾向にあるため、会計年度任用職員も随時募集しながら適正な職員数を確保していきたいとのことでした。

また、区長手当の増額と副区長手当の創設をしてはどうか提案がありました。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、消防団員報酬は、団員各個人宛てに支払っているのかに対し、各個人の口座に支払っているとのことでした。

防災会議は年に1回ではなく、複数回開催したほうがよいのではないかに対し、出水期前と年度末とで2回開催するなど複数回開催するよう進めていくとのことでした。

防火水槽及び防火井戸は、区の設置に対して補助金を交付するのではなく、町が設置すべきものではないかに対し、過去からの流れを踏襲して現在の補助金制度を運用しているところであるが、近隣市町の対応状況を参考にしつつ、今後の対応を検討したいとのことでした。

ドライブレコーダー補助金は、新車を購入した際にも対象になるのかに対し、購入費用のうち、ドライブレコーダー設置に関する費用を明示していただくことで対象となることでした。

避難所用の簡易テントについて、学校の行事等で活用できないのかに対し、中学生対象の防災士養成講座の際に体験的に使用するなど活用について検討することでした。

各コミュニティ防災センターは、いつ建設されたのか。また、鍵の管理や施設清掃はどうなっているのかに対し、仁木コミュニティが昭和58年、福東コミュニティが平成10年、大藪コミュニティが平成11年であり、鍵の管理は付近の理容店等に報酬を支払ってお願いしている。施設の清掃は、令和4年度は業者委託により、年間6回実施したとのことでした。

防災センターの清掃委託は、施設の外回りも入っているのか。施設周囲の蜘蛛の巣や雑草等も対応できないのかに対し、施設の外回りは委託業務に入っていない。今後予算の状況を勘案しながら対応を検討したいとのことでした。

各コミュニティ、防災センターに設置してある貯水槽は、中の水を入れ替えているのかに対し、循環式の貯水槽のため、中の水は逐次入れ替わっているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、輪之内光ケーブルサービスのIP電話の電話帳はないのかに対し、輪之内光サービスが開設した当初に同様の意見があり作成しようとしたが、申込者の多くが電話番号の非表示を選択していたため、電話帳の作成を取りやめたとのことでした。

IP電話同士の通話は無料なのに電話帳がないと電話番号が分からず、かけられないのではないのかに対し、電話帳を作成するのが難しい状況のため、IP電話同士で電話したいときは、あらかじめ相手に電話番号を聞いていただくしかないとのことでした。

輪之内スマイルチャンネルの生放送はできないのか。輪之内ふれあいフェスタや卒業式など生放送についてはどうかに対し、スタッフを配置すれば可能かもしれないが、放送事故を避けるため、映り込んでは具合が悪い部分をカットする編集作業を現実に行っているため、生放送は難しい。編集時間をできるだけ短縮するよう努めるとのことでした。

経営戦略課は、財政課でありながら予算流用をした一方で、それ以上の不用額を出している予算科目がある。予算流用額以上の不用額を出しているのはいかなるものかに対して、御指摘の企画費は3つの事業で構成され、それらの合計によるものである。どの事業でこれだけの不用額が発生したのかは確認していないが、今後このような状況にならないよう努めるとのことでした。

普通交付税については、既に交付決定がされていると思うが、9月時点の補正予算に計上して町民や議会にその額を公開すべきと思うがどうかに対し、補正予算の財源につ

いては、まず繰越金から財源充当をしていき、その後、普通交付税を充当していくことを考えていたが、提言を受けて来年度以降は、交付決定後の補正予算については、普通交付税を財源充当していくとのことでした。

他市町の決算状況を参考にしているかどうか。輪之内町は予算流用が多いのではないかに対し、当初予算編成では、過去の実績額と比較しながら予算額を切り詰めている。したがって、予算編成後に変更などがあると予算額に余裕がないため、予算流用となってしまふ。他市町の決算については、今後調査するとのことでした。

輪之内スマイルチャンネルにある設定をすればBSが視聴できるようになるというのは本当か。また、BSが視聴できるとNHK-BSを見たくなくてもNHK-BS受信料を支払う義務が生じてしまうのかに對し、アミパックというプランに入るとBSが視聴できるようになる。NHK-BS受信料の取扱いについては、屋根の上のアンテナを設置するとNHKを視聴するが否かに関係なく、NHK受信料を払わなければならないのと同じである。

輪之内光サービス加入世帯数にテレビのみの加入世帯も含まれているのか。テレビだけの契約は何世帯あるのかに對し、輪之内光サービス加入世帯2,066世帯には、テレビのみの加入世帯も含まれており、その数は75世帯あるとのことでした。

ふるさと納税のポータルサイトについては、令和3年度の9社から令和4年度は14社となり、それにより寄附金額も増加したが、効果検証はどうかに對し、ポータルサイト運営委託料に関していえば、令和3年度の320万円から令和4年度は614万円と増えることになったが、ポータルサイト数を増やしたことにより、人の目に触れることも多くなり、寄附金額の増につながったとのことでした。

都市部で住民税の減額とふるさと納税の収入額との差がマイナスになっていると言われているが、輪之内町はどうかに對し、令和4年度はプラスになっているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、県職員と町職員の相互併任とはどういったものかに對し、県職員には町の、町職員には県の徴税吏員証をお互いに発行して共通する滞納者の滞納処分のための調査等を共同で行ったりする制度であるとのことでした。

不納欠損の対象となるのはどのような人かに對し、町外へ転出等で連絡が取れず、分納誓約や滞納処分を行えなかった者が対象となるとのことでした。

岐阜県では、徴収事務組合などの設立は考えていないのかに對し、組合設立までの意見に至っておらず、まずは職員の派遣制度を利用して徴収困難な滞納案件の解消を目指すとのことでした。

交付要求において、要求額より配当額が多いのはなぜかに對し、令和3年度以前に交

付要求したもので、令和4年度に配当があったものが含まれているとのことでした。

インボイスの相談があった場合の対応はどうされているのかに対し、町の登録番号はホームページで公表している。制度に関する相談については、税務署に問合せをいただくよう案内しているとのことでした。

確定申告順番受付管理システムを導入されたが、番号を取った方に対してどのように対応しているのかに対し、一旦会場を離れる方には連絡先を記入していただき、順番が来ても不在の場合は戻ってきてもらうよう連絡している。また、不在のため順番が飛んだ方に対しては、来場された時点で受付中の方が終わり次第、優先的に対応するようにしているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について説明を受けました。

主な質疑は、自動釣銭機は、指定金融機関が使用するために導入したのかに対し、指定金融機関の窓口対応は午前10時から午後3時までのため、その時間帯以外に職員が使用するために導入したとのことでした。

定期預金を組むに当たり、金融機関の自己資本比率を確認しているのかに対し、定期預金預入先は金利照会により決定しており、指定金融機関交替時には、財務が健全に保たれているかなど情勢を確認しているとのことでした。

指定金融機関交替時の検査はどのように行っているのかに対し、関係書類の処理内容や保管状況を確認する検査を実施したとのことでした。

基金の保有額に対して利子に差があるのはどうしてかに対し、複数の基金を一括管理し、大口の定期預金で運用している基金については、保有率に応じて利子を分配している。定額で運用している基金や利子を事業の財源に充てる基金などが個別に運用しているため、基金ごとの利子に差が出てくるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、住民課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、デマンドバスについて、住民の方から予約が取りにくいとの相談がある。以前のような巡回バスの実施の検討はできるのかに対し、今後は巡回ではなく、ドア・ツー・ドアを検討することにより、利便性の向上を図っていきたいとのことでした。

マイナンバーカードの加入率促進のために昨年度どのように取り組んだのかに対し、申請受付窓口を日曜日2日間開設し、約500人の申請を受け付け、また交付窓口を日曜日4日間開設し、交付率の向上に努めたとのことでした。

住民雑入の9万円は、いきいき農園の利用料30区画分か、また所有は町か、また空きはあるのかに対し、30区画分であり、町の所有である。まだまだ多少の空きはあるとのことでした。

現在デマンドバスは2台だが、増やすことはできないかに対し、現状で費用対効果を

考えると台数の増加は難しいとのことでした。

自主運行バスの南北線の利用が少ないようだが、今後の在り方についてどのように考えているか、また高速バスの西美濃ライナーとの連結は考えていないのかに対し、南北線の利用状況はアンケート等を実施し、路線の見直しを今後進めることを検討している。西美濃ライナーとの連結、デマンドバスが西美濃ライナーの乗場まで運行しており、また輪之内のビックに停車する海津のリレーバスも同様に乗場まで運行しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、安八郡広域連合派遣職員負担金及び岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金とはどういうものかに対し、職員派遣先の各広域連合から支払われる負担金である。

安八郡広域連合には、安八郡3町の割当てに応じて毎年職員2名を派遣し、岐阜県後期高齢者医療広域連合には、県下全市町村の回り順により、当町は令和4年度からの2年間、職員1名を派遣しているとのことでした。

婚活サポート事業の実績はどうなっているのかに対し、町社会福祉協議会に委託している事業で、令和4年度は年3回婚活イベントを開催した結果、カップル1組が成立したほか、ぎふ広域結婚相談支援ネットワーク会員に新規登録者5名、県サポート体制によるお見合い件数6件のうち、3件が交際成立し、1件が交際継続中であるとのことでした。

また、婚活サポートは人口増につながる事業なので、若者が利用できる婚活アプリ等の開発をしてはどうかとの意見がありました。

こども園利用料における収入未済額はどのようなものかに対し、平成30年度保育料における1人分の滞納額であり、対象者は町外に転出済みである。文書催告や訪問による納付勧奨を行っているとのことでした。

町の食品衛生事業について、HACCP（食品等事業者自らが食中毒汚染菌や異物混入等の危害要因を十分把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法）への取組はどうなっているのかに対し、食品衛生に関し、県保健所から提供される情報は、町内事業者が加盟する西濃食品衛生協会輪之内支部で情報共有している。HACCPについても、協会内で情報共有に努めていきたいとのことでした。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、委託料について、109万1,000円を流用したにもかかわらず、不用額が198万7,197円となったのはなぜかに対し、国がワクチン接種スケジュールを次々追加する中、接種費用の予測が難しく、特に町外接種委託料におい

て支出額が見込みを下回ったことによるものである。

なお、109万1,000円の流用は、接種会場設営テント借り上げ料に充当するためであるとのことでした。

ワクチン接種に関する時間外勤務について、月100時間超の職員は何人いたのかに対し、2人該当するとのことでした。

また、職員の負担軽減のため、会計年度任用職員の増員に不用額を充当してはどうかとの意見がありました。

グラウンドゴルフ場の芝刈りは年何回実施しているのかに対して、シルバー人材センターに委託しており、令和4年度の芝刈りは年4回、今年度は雑草の生育状況を見ながら回数を増やし、8月には2回実施しているとのことでした。

シニアカー等購入補助金について、何人に補助したのかに対し、4人であるとのことでした。

新生児に支給される給付金とはどういうものかに対し、新生児には、新生児特別給付金として1人10万円、第3子以降には、さらに1人15万円が支給される。なお、新生児特別給付金は、今年度から出産・子育て応援交付金に移行し、妊娠時に5万円、出産時に5万円支給されるとのことでした。

保育士等処遇改善臨時特例交付金は、どういう経緯で導入されたのかに対し、コロナ禍において、福祉の現場で働く人を支援するという国の方針の下、こども園保育教諭及び調理員の給与の上乗せ3%に対し交付されるものである。なお、今年度はコロナが5類に移行したこともあり、給与の上乗せは実施していないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、農地中間管理機構とは、自分で耕作できない場合に委託することで、耕作してもらえるとという認識で間違いないかに対し、間違いない。ただし、耕作者については、白紙委任となるとのことでした。

農地中間管理機構へ委託された方の農地はどのように耕作者を決定されているのかに対し、主に委託者の農地に近い地区の農営組合が耕作しているとのことでした。

昨年度、コロナ禍で苦しむ中小企業者に対して、どのような事業を実施したかに対し、農業者を含めれば主食用米作付緊急対策応援補助金で、1反当たり4,000円を交付したとのことでした。

農業振興地域整備計画事業の農用地利用計画等の見直しをされているが、変更概要案について教えていただきたい。また、そのほかの住宅とはどのような内容なのかに対し、計画変更については除外申請の実績によるもので、除外申請1件で、最大面積は会社の敷地拡張で1万1,565平方メートル、またそのほかの住宅の内容は、主に分譲住宅とのことでした。

カワバタモロコ保全事業について、どのような活動をしているのかに対し、活動内容は、主に水路の見回りとのことでした。

農業委員には高齢者が多いと思うが、農業委員用のタブレットは有効に活用されているのかに対し、岐阜県農業会議から講師を招き、タブレットの研修を重ねており、活用できるように進めているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、榆侯北部地区でパイプラインが整備されているが、用水はどのように利用しているのかに対し、用水期間前のパイプラインは地下水を使い、用水期間中は用水をポンプ場へ引き込み、パイプラインへ送っているとのことでした。

用水期間中に地下水を使用することは可能かに対し、ポンプ場で切替え操作をすれば可能である。ただ、ポンプの能力上、用水を利用したほうが若干ではあるが電気代が安くなるため、期間中は用水を利用するようお願いしているとのことでした。

榆侯北部地区の地元負担12.5%は誰が負担するのかに対し、地区内の受益者が負担することになるため、榆侯北部土地改良区が日本政策金融公庫から借入れを行い、支払っている。一旦は地元で負担することになるが、農業経営高度化支援事業補助金を活用し、借入れを返済に充てることで地元負担をゼロにする仕組みで進めているとのことでした。

ほ場整備地区内の道路について、雑草が繁茂している箇所があるが、そのままにしておくのかに対し、工事が長期にわたるため、作付を行うことができないほ場や、その周辺道路に雑草が繁茂してしまい迷惑をかけているが、事業主体である県や施工事業者へは注意しながら雑草の管理をするよう伝えており、しっかりと対応するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、区長手当は、工事を実施していない地区の区長にも支払っているのかに対し、支払っているとのことでした。

道路維持、道路改良の工事費に不用額があるが、もっと工事ができたのではないのかに対し、年度末の工事変更契約による精算結果であるとのことでした。

特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金は去年より増えたのかに対し、昨年より4,700万円増えているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について説明を受けました。

主な質疑は、留守家庭児童教室利用料や学校給食費の滞納にどのように対応していくのかに対し、現年度分の留守家庭児童教室利用料の滞納はなく、学校給食費は児童手当の一部を充てているとのことでした。

需用費の不用額が123万円程度あるが、児童・生徒にももっと昼食のメニューを増や

してはどうかに対し、賄い材料費の不用額は約23万円で、そのほか光熱水費の残額とのことでした。

部活動や社会教育団体の補助金が不用額として約160万円、118万円程度あるが、補助団体にはもっと支出してもよいのではないのかに対し、予算計上していたが、コロナ禍において活動が中止・縮小されたため、減額となったとのことでした。

スタンウェイピアノの利用状況はどうか、またどのような人が利用しているのかに対し、令和4年7月より毎週水曜日7枠が全て利用されている。毎月複数回利用される方もあり、町内外問わず、多くの方が利用しているとのことでした。

新聞等で報道された給食停止問題について、当町の給食は安定して供給していけるのかに対し、当町の給食については問題なく、今後も提供していけると考えているとのことでした。

小・中学校の給食費は幾らかに対し、1食小学校250円、中学校290円とのことでした。

高校生等就学給付金の申請が9人とあるが、もっと啓発してはどうかに対し、より多くの人に利用してもらえるよう、今後もPRしていきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、議第46号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第46号 令和4年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第47号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、住民課長から説明を受けました。

主な質疑は、国保の最も高い医療負担額は幾らかに対し、令和4年度で最も高額な医療費は10割で、377万円とのことでした。

ほかに質疑はなく、議第47号についての質疑を終結し、討論に入り、討論もなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第47号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第48号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

質疑はなく、議第48号についての討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第48号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第49号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

主な質疑は、6歳児の利用者が多いのはなぜかに対し、小学校進学を控え、学校生活に対応できるか不安を持つ保護者が増えるためではないかとのことでした。

ほかに質疑はなく、議第49号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採

決を行いました結果、全委員異議なく、議第49号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第50号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を受けました。

主な質疑は、輪之内浄化センターの処理能力はどれぐらいかに対し、1,600立米が2系統あるので、3,200立米であるとのことでした。

高度処理施設の建設予定はあるのかに対し、現時点の放流水の水質が法令で定められた数値を下回っており、当分の間、高度処理施設の建設予定はないとのことでした。

下水道処理区域の変更・拡大はあるのかに対し、下水道事業計画の変更協議の際に見直しをして、必要であれば変更・拡大をしているとのことでした。

下水道接続率が低い理由は何かに対し、理由の一つとして高齢であることや浄化槽を使用しており、現時点では困らないためとのことでした。

下水道汚泥の堆肥化を検討しているのかに対し、将来的に検討していく課題であるとのことでした。

接続費用に対する補助金制度を策定する予定はあるのかに対し、下水道推進協議会で検討していきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、議第50号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第50号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、令和4年度決算特別委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、決算特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

これから、議第46号 令和4年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 令和4年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第47号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第48号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第48号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第49号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第50号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第50号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（小寺 強君）

これで本日の日程は全部終了しました。

令和5年第3回定例輪之内町議会を閉会します。

12日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

（午前10時25分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月15日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 林 日出雄

署名議員 田 中 政 治